

ものとす又不隨意に大便を洩すものは損傷の爲め肛門括約筋の断裂するに由る此の如き症には醫師の手術を要するものなり又尊婦の下痢は全時に他の疾病なくして特發すること希なり此際も亦醫師の診察を受くべきものとす

第七、乳頭の糜爛及び焮衝乳腺の焮衝及び化膿

第三百二十八條

乳頭の皮膚其人によりて頗る薄く弱く産後日を経ずして已に授乳の爲めに糜爛を生ずることあり然る時は乳頭紅色になりて灼くが如き痛みを發し大概は其儘に止まらずして其糜爛より腐敗素若くは有毒微菌の竄入して乳頭焮衝を起し化膿出血するものなり且つ時としては發熱興奮して乳腺の焮衝を發する

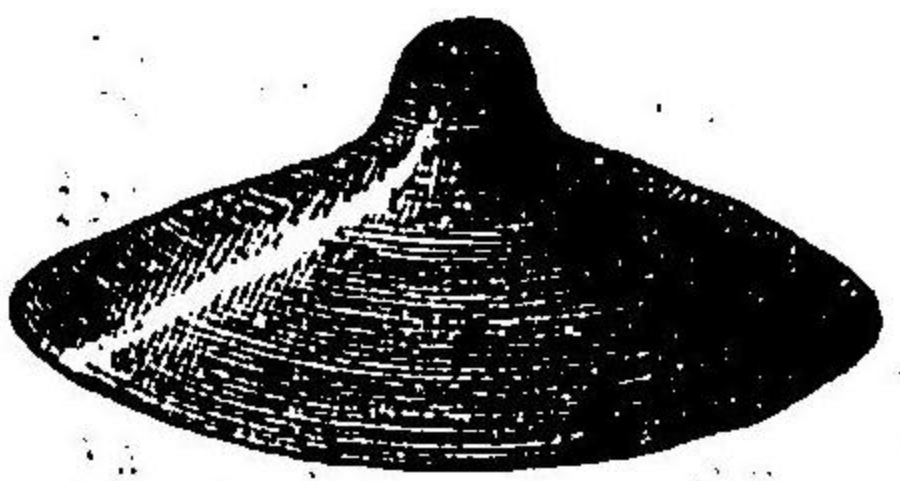
に至れり此際に在ては大概授乳すること能はず是授乳すれば忽ち劇しき痛みを發するか或は乳頭中の輸乳管非常に腫脹して小兒乳を吸ひ出すこと能はざるかに由るものなり

第三百二十九條

乳頭の糜爛及び焮衝を豫防するには宜く分娩の數週間前より用意す可し即ち一日數回乳頭を洗滌して其皸裂の間にある不潔物を除去し時々指を以て乳頭を引き出して焼酎或はブランドーに浸したる木綿布を以て蔽ふ可し又産後は小兒をして一定の順序に慣習せしめ殊に漫りに數々授乳す可からず若し又乳頭灼くが如き痛みを發することあらば授乳後乳頭を清潔にしグリセリンを塗布すべし然れども次の授乳前再び是を去る

ものどす從來用ひし木綿布を氷水に浸して其部に載せ置くは
 不可なり何となれば其木綿布直に煖りて乾燥し固着するが故
 に其皮膚損傷し易ければなり若し乳頭已に化膿して出血する
 に至りたるものはゴム製の乳頭帽子にて之を蔽ひ以て其疼痛
 を減ぜしめ豫て授乳の際よく乳頭を保護するの用に供ふ可し
 此の如くして三四日を
 過るも乳頭の傷尙ほ癒
 えざる時は醫師の診察
 を受く可し又地方の産
 婆は常に此圖の如き新
 しき乳頭帽子を貯へ置

第九十九圖



此圖はゴム製の
 乳頭帽子を示し
 たるものなり

きて其用に供ふ可し
 又間には乳汁の絶へず流出して止まざるものあり是を乳流とい
 ふ乃ち乳管口の弛緩して閉鎖せざるに由るものなり而して此
 症は衣服を濕潤するが爲め甚だ煩しきのみならず其婦人は衰
 弱するものなれば醫師の診察を受けしむべし

第三百三十條

乳腺の痲衝は通例初めには乳房中に固き塊を生じ外面紅色にな
 りて疼痛を發す時によりては後に至り疼痛増加して化膿し其
 部の皮膚紫紅色を帯び柔軟にして破動を呈し其突出する部分
 遂に破れて多量の膿を流出す然る時は患婦は一時輕快を覺ゆ
 るものなれども此の如き變化は追々乳房の數个所に生ずるが

故に更に發熱疼痛して通例食慾無く漸々衰弱するものとす。乳房の焮衝と化膿との主なる原因は乳頭の損傷にして受乳の際之を清潔にせざるに起因するものなり就中不潔の指を以て其損傷部に觸るゝを殊に然りとす又稀には乳房中に乳汁甚だしく満ちて下垂することゝ乳房の壓迫及び衝突等に由りて焮衝することあり

乳汁の分泌過度に多量なるものは希にあるものにして流動性の食物を減じ大便の通利を促せば稍輕快に至るものなり是に反して乳汁の分泌過度に少きものは數々あるものにして外見に於ては乳腺の發育良きものにさへ尙ほ是等の事は免れざるなり而して或は多量の流動物を與へ乳腺を適宜に温包すれば分泌

の量を増加することあり然れども其分泌を増加せしむる良藥無きものなり

第三百三十一條

故に産婆は以上述べたる如き原因を避る様豫め蓐婦に戒め置くべし而して其下垂せる乳房は布片を以て柔かに鈎り上げ或は適當なる肌着にて之を支ふ可し若し又乳房に痛みを發したれば胡麻の油或はチレーフ油を塗り綿を以て之を蔽ひ且つ成る丈小兒に授乳せしめず其刺戟のため焮衝を増劇せざる様注意す可し然れども疼痛甚だしくして且つ乳房硬くなりたる時は醫師に就て診察を乞ふ可し但し夫れまでの間は木綿布にて冷罨法を施し或は氷嚢を其上に置く可し但し乳房の焮衝劇しき

時若くは化膿したる時は勿論醫師に委すべきものなり又總て乳汁分泌に異常ある時殊に其瘀衝ある時は醫師に委す可し又小兒には何時哺乳を始め或は何時迄哺乳せしめ又は何時哺乳を止む等の如きは産婆のこれを定むべからず必ず醫師に相談すべし

第三章 婦人の疾病

第一 粘液又は膿の帶下(白帶下)及び淋疾

第三百三十二條

陰部よりして粘液又は膿汁の流出するは婦人病中尤も多き疾病にして之を白帶下と云ふ其原因は腔又は子宮の粘膜に瘀衝ありて恰も鼻風を引きたる時の鼻粘膜に同じ若し白帶下甚だ多量にして久しく持續し殊に縁黄色を帯びたる膿の如き帶下に於て腔は粗糙にして果粒狀に觸れ陰部の周圍を潰爛して肌着に附けは則ち硬ばりたる斑を残すものは淋毒性の白帶下なり是身軀に害ありて衰弱を來すものなり故に此症に罹りたる婦人は顔色蒼白にして眼の周圍に暗色の輪を生じ身軀愈々瘦せて力無きが如く感じ而して精神は興奮し易くなり以て胃の症状食氣欠乏及び便秘を訴ふ此の如き疾病の膿は萬一他人の粘膜に接することあれば直ちに傳染す殊に交接に因り然りとす

産婆若し是等の患婦に遇はゞ速かに醫師の治療を受く可き様よくく之に諭す可し又産婆は自身或は他の婦人に傳染せしめざる様充分注意すべく即ち淋毒膿の付着したる指を以て他人の粘液に決して觸る可からず而して其指は毎回必ず克く洗滌し且つ消毒法を行ふべし

第二 徵毒

第三百三十三條

徵毒は甚だ危き重症にして無慙に身軀を破滅し且つ非常に傳染し易きものなり其最初の症状は通常先づ陰部に顯はる是此疾病は常に交接に由りて傳染するものなればなり即ち傳染後二三日の後先づ陰唇或は膺口に一個或は數個の硬き小結節及び

小水泡を生じ忽破開して小形なる圓き潰瘍に變じ而して其潰瘍は鋭き縁と銅紅色の周圍とを有して不潔の膿汁を分泌し之に觸るれば疼痛を發す此の如き潰瘍を名けて軟下疳と云ふ而して此時陰唇と鼠蹊腺とは必ず少しく腫脹す此軟下疳は身軀を安靜にして極めて清潔になす時は唯微しく蒼白色又は銅色の硬き癍痕を残して數週の後ち自然に治癒す然れども徵毒は之を以て消滅せりと云ふ可からず却つて軀中に潜伏して早晚全身の徵毒となるなり即ち鼠蹊部に横痃を發して化膿し又は顔面及び其外の軀部に圓形の斑を生じ其色初めは薔薇花紅色をなし後には茶褐色となり或は大陰唇小陰唇肛門會陰股間等に扁平にして滑澤と濕潤とを帯びたる疣贅を生じ又は口蓋鼻

中に潰瘍を發し其潰瘍漸々其部を侵蝕して聲嘎となり言語は變じて鼻音となり呼吸に臭氣を放ち終には骨骸腫脹して劇しき疼痛を起し且つ全身の長病となるなり
兩親に微毒あれば其小兒は多くは分娩前母親の胎内にて死するか或は幸に生存して分娩するも大概直に先天性微毒の諸症を發して死するものなり

第三百三十四條

産婆若し未だ妊娠せざる婦人又は妊婦産婦產婦に下疳又は疣贅或は他の微毒症狀あるを發見するも萬一其誤診なるやも料られざる時は決して之を患婦に告げずして醫師に診察を受くべき様に諭す可し又此の如き患婦に用ひたる灌腸器の嘴管子宮

嘴管子カテーター其他の器物は他人に傳染するの恐れあれば必ず嚴密に消毒したる後に非ざれば再び之を用ふべからず消毒の法は器物を灰汁にて久しく煮るか又は二十倍石炭酸水にて尤も清潔に洗ふをよしとす

第三百三十五條

下疳の潰瘍及び疣贅の分泌液は傳染の毒あるゆゑ極めて注意す可きことなり産婆又は醫師の診察の際其指又は其手より傳染したることは屢々見る所なり然れども指又は手に少しも創傷無く且つ診察したる後直に五十倍石炭酸水及び石鹼にて良く洗滌し清潔なる手拭にて拭けば傳染するの優ひあることなし故に産婆若し其指又は手に小くとも創傷ある時は決して診察

すべからず假ひ其創傷は針にて刺し、創皮膚の裂傷、抓傷、火傷等の些細なるものなりとも各種の傳染毒を容易に吸ひ込むものなれば此の如き處は油を塗るか、コロロジウム液に於て塗りたる後は燥きて薄き膜となる藥なりを塗るか又は英吉利絆創膏を貼るか必ず確と保護せざるべからず

小さな創傷の有無は其指手を酢或はアルコールへ浸し灼くが如き疼痛あるや否やに由り知り得るを最良き法とす萬一産婆其指を用ひたる後指に紅色を呈し且つ痛みを發したる時は直に之を醫師に問ふ可し而して醫師若し之を黴毒の傳染と診斷したる時は其全治するまでは業を施す可からず又全癒したる後其病症些少なりとも再發したる時は再び休業して治療を受

く可し

第三 子宮癌腫

第三百三十六條

子宮癌腫は尤も恐る可き病なり此病に罹りたるものは通常最初は極めて劇しき月經を來し後には不正の出血となり其上甚だしき腰痛を發して腹部の兩側及び上腿へ波及す又子宮頸は肥厚して凹凸不平且つ著しく硬くなり其唇も亦硬くなりて開張す而して病漸々經過するに及び子宮口唇に潰瘍を生じて惡臭の腐敗膿を分泌し漸々頸管を浸蝕し加之ならず次第に腔穹窿直腸膀胱等へ蔓延して終に怖るべき破壊となるなり此の如き患者は病尊にありて益々衰弱し日夜比類なき痛みに苦しめら

れ終に死去するものなりさて産婆若し子宮癌腫なることを知らば此怖るべき病名を患婦に告げず唯子宮病なる由を以て直に醫師の治療を受くる様に諭す可し而して子宮癌腫は治療を施すこと愈々早ければ益々良き経過を得るのみならず希には全快することあるものなり

第四 子宮及び腔の息肉腫

第三百三十七條

他に疾病無き健全の婦人にても時として子宮内又は腔内に贅肉を生ずることあり是を名けて息肉腫と云ふ此息肉腫は常に強き出血を來して患婦大に衰弱するのみならず遂に死に至ることあり子宮の息肉腫は大概子宮口に於て之に觸れて始めて知

るなり其狀平滑なる圓き腫瘍にして開きたる子宮口に突出す此の如き病は手術によりて痛みなく速に除去し得るものなれば直に醫師の許へ送る可し

第五 子宮及び腔の脱出

第三百三十八條

子宮脱出とは子宮靱帶腔壁其他子宮を固定し且つ保護する骨盤器の弛緩して子宮の下垂するものを云ふ而して子宮外口猶腔内にあるを不全子宮脱出といひ腔壁翻轉して股間に下垂したるを完全子宮脱出と云ふ今脱出の輕重を正しく診断せんには朝早く之を診す可からず宜しく患婦の數時間歩行せし後之行ふ可し然る時は不全脱出なれば子宮外口の腔口にあること

を兩陰唇間に於て見るなり又完全子宮脱出なれば腫脹せる腫瘍の腔口より下垂して其下端に子宮外口を見るなりさて此脱出に由りて起る難症は下方へ壓下するが如き不快の感覺にて臥すれば止むも長く立ち又は歩行する時は甚しく之を増すなり其外大小便通利の困難或は胃痛消化不良及び全身疲勞をも發す又子宮よりは粘液或は水様液流出し之が爲めに子宮口唇及び翻轉したる腔壁共に損傷せられて苦惱愈々増すものなり腔脱出とは弛緩せる腔壁の下垂せるものにして其形は淡紅色にて軟かなる半球狀の腫瘍をなし陰唇の間に顯はる而して腔の前壁脱出すること多くして後壁は稀れなり然れども前後兩壁共に脱出することも往々無きにあらず

此の如き病の原因は陰門の廣く且つ弛緩したるもの深き會陰破裂あるもの産褥を離るゝこと早きに失するもの重き物を提舉し又は負擔すること屈みたる躰位を長くなすこと大便通利の時強く怒積すること高き處より墮落すること不注意に跳起すること劇しき咳嗽すること等是なり
其治療法は醫師に非ざれば施すこと能はず

第四章 初生兒の疾病

第一 假死

第三百三十九條

初生兒が生活の諸徴候なくして此天地間に生れ來ること亦希ならず其状態殆ど死せるものゝ如くなるも此假死の状態よりして再び十分の生命を得るに至ることありされば此の如き初生兒を全く死せるものとなし別に手當を爲さずして之を放置するは甚だ誤れり宜しく蘇生法を用ひて氣ながく其蘇生を促すべし胎兒の眞に死せし徴候は唯其既に腐敗せるによりて知るなり即ち其腐敗の徴候は臍帶の茶褐色なる變色と水腫狀とを顯し腹部は膨脹して變色し上皮は之に觸るれば容易に剝脱し。

口腔鼻腔とよりは血様の液流出し頭蓋骨甚だ移動し易く頭蓋の皮膚囊狀に垂るゝ等なり(第二百四十三條を見よ)

第三百四十條

初生兒の假死は分娩の時に受る所の障害に起因するを最多とす殊に危険なるは分娩の際に於て胎兒が其附屬物と共に受くる所の壓迫にして例へば胎盤或は臍帶が斷へず強き壓迫を受くる時は母体と胎兒との間にある血液の循環妨げられて胎兒は甚だ速に危険に陥るなり此時胎兒は大氣を吸はんとする運動をなすも其氣管に入るものは唯其身を圍繞する液膜即ち羊水粘液血液及び流動せる胎尿等なるを以て終に窒息するものとす故に假死して分娩したる小兒の呼吸を始むる時には必ず

劇しき水泡音胸の内にブツ々々云ふ音を發すを聴くなり又胎兒自ら壓迫せられて最危険なるは即ち其頭蓋及び軟かにして血液に富める惱の強き壓迫を受くるに在り其他頸の牽引せられ若しくは壓迫せらるゝ時は腦より心臓に到る血液の歸流を妨げて遂に腦の充血を來すが故に同じく危険なりとす是等の原因に由りて假死する所以のものは即ち腦及び是より派出する呼吸神經の壓迫と充血とに由りて其作用を麻痺せしむるを以て小兒の呼吸し得ざればなり

第三百四十一條

頭部に甚だしき壓迫を受けて假死せし初生兒は其顔面浮腫様にして青紅色を呈し頭蓋長く且つ斜に壓迫せられて頭蓋骨甚し

く相重り加ふるに大なる産瘤を生じ時としては一二の頭蓋骨折傷又は屈曲し爲めに血管破れて頭蓋腔内に血液流出するこ
とあり

第三百四十二條

胎兒の甚しき壓迫せらるゝ原因は即ち子宮の收縮甚だ強く且つ永持して續々相發すること卵膜破れて後久しく分娩せざる時臍帶の脱出纏絡若しくは結節したる等に由り其壓迫又は牽引せらるゝこと狭小なる骨盤非常に大なる胎兒困難なる鉗子の手術等なり

第三百四十三條

假死の他の種類は胎兒の衰弱及び虚脱に由りて來るものとす其

原因は母胎の甚しき失血若くは疾病の爲に胎児に輸送せらるべき血液の量減ずるか若くは其性質不良となりたる時胎盤の早く剥るゝか或は臍帯の断裂したるか爲め胎児其血液の一部分を失ひたる時胎児の頭已に分娩して肩胛の固定せられたるものを強く引くか或は臀位又は足位の際最後に出づべき兒頭を引出さんが爲め劇しき所分する等の事より遂に胎児の脊髄牽引せられて延長したる時の如き是なり

第三百四十四條

前記の如き母胎の衰弱及び虚脱に由りて假死したる初生兒は蒼白色を呈し頭及び諸關節弛緩して垂れ下り口と肛門とは開き臍帯は凋みて血液を含まず

第三百四十五條

假死したるものゝ手當は先づ其原因を除くべし殊に呼吸の妨害を除くを大要とす故に産婆は初生兒の鼻口に新鮮なる大氣の十分入る可き様に注意すべし例之ば卵膜破れずして分娩したるものあらば速に之を開き小指を深く初生兒の口内に入れて舌の上と咽頭にある粘液及び血液を取り除く可し其外臍帯の固く纏纏せるものあらば直に之を解き断裂せしものあらば之を結紮すべし

第三百四十六條

前に述べたる如く已に呼吸の妨害を除きたるの後は次で初生兒に正しき呼吸を爲さしむる様に所置すべし即ち軽度の假死に

於ては産婆先づ臍帯を結紮して後小兒の背部及び足の裏を軟
 かなる刷毛或は毛布にて更々摩擦し而して平手を以て幾回も
 臀部を拍つべし然る後其小兒を列氏二十八度攝氏三十五度の
 温浴に入れ刷毛及び手を以て摩擦するなり此の如く爲すも其
 効無き時は産婆は手に冷水を掬ひ之を小兒の背部及び心窩へ
 數回注ぎ又は冷水を充したる水筒を以て強く同部に注射すべ
 し但し此際一人の看護婦をして小兒を俗器より舉げ冷水を注
 射する毎に再び之を温浴中に入れしむべし其外産婆は小兒の
 鼻粘膜及び咽頭を鳥の羽又は捻紙にて刺戟して呼吸運動を起
 さしむるも亦可なり
 以上の刺戟によりて正しく呼吸を初めざる時は更に人工呼吸を

行ふ可し

此法を行ふには産婆先づ假死せる小兒を温浴より取り出して其
 背の方を両手の上に置く可し即ち一手を頸部の下他手を臀部
 の下に入れて之を支へ且つ頭を適宜に下の方へ垂れしめ然る
 後更に胸を屈指又は伸して腹と胸とを或は押し付け或は引き
 伸し以て大氣を肺中に入らせしむべし而して後小兒を再び温
 浴中へ入るゝをよしとす或は次の一法を用ゆるもよしとす即
 ち産婆は先づ假死せる小兒を温浴中に於て水平の位置に保つ
 に一手は頸部他手は臀部を以てす可し尙ほ且つ兒軀は浴中に
 沈めて唯其顔面のみを出し置く可し次で産婆は小兒を浴中に
 於て水平に頭の方と足の方と彼方是方徐に移動すべし此の如

く今足の方へ移動せば上肢は胸廓より離れて上昇し恰も吸氣の時の如く多少の大氣を吸入す又頭の方へ移動せば上肢は容易に胸廓へ近接し其胸部を左右より壓迫して呼氣せしむ斯く爲せば小兒は斷へず浴湯中に在るを得るなり
右の如く單簡にして無害の二法を行ふて其効なき時は産婆は産科醫の處置を請ふべし總て蘇生法は安靜に且つ適宜の間歇時を以て怠りなく行ふべし而して此法は時として一時間以上永續するの必要あることあり故に産婆は此長時間の勞力に耐へ得べき様預め用意すべし

第三百四十七條

假死したる小兒を一二分時間宛徐に浴中に置いて其様子に注意す

べし而して其浴湯の溫度は成るべく平等に烈氏の二十八度攝氏の三十五度に保たしめ既に小兒若し短く且つ頻數なる呼吸を始めたらんには産婆は宜しく其呼吸の度に従ひ蘇生法を軽くして小兒が呼吸の十分に出來且つ泣き始むるまで之を行ふ可しかくて小兒を浴中より取り出し乾きて暖かなる毛布の中に包み之に衣服を着す可し

第三百四十八條

假死の小兒の蘇生したる徴候は次の如し即ち心臟の搏動明になりて其數を増し青紅若くは蒼白色たりし皮膚再び生氣を顯し紅色を帯びて暖かになり口及び肛門閉鎖し頭は最早垂れ下ること無く已にして諸關節を動かし始め眼角閃々と動き眼目次

第に開き呼吸徐に始まりて遂に大音に泣き始む

第三百四十九條

前條に述べたるものと相反して小兒の心臓更に弱き收縮だも發せず頭及び四肢愈々弛緩して垂れ下り皮膚益々蒼白にして却したる時は大概死せるものと看做す可し然る時は産婆は小兒を浴中より出し其顔面を蔽はずして毛布中に包み暖にして且つ安靜なる所に置きて猶數時間之に注意す可し何となれば時としては此の如く一旦死せしと認められたるもの、再び生活の徴候を顯すことあればなり

若し初生兒蘇生するも其生活猶不十分なるか若しくは他に疾病ある時は直ちに醫師の救助を求むべし又此に必ず記臆して忘

る可からざることあり即ち假死せる初生兒に蘇生法を施す際産婦の容躰殊に其出血等に善く注意す可きことなり

第二 身躰の先天性缺損及び畸形

第三百五十條

初生兒は身躰に種々の缺損及び畸形を以て娩出することあり通例最も多きものは即ち左の如し

兔唇(第百圖)

口蓋破裂

脊椎破裂

頭蓋欠乏(第百一圖)

内翻足(第百二圖)

第百圖



此圖は一側の兔唇を示す



此圖は兩側の兔唇を示す

内翻手(第三百三圖)

指趾過剩(第四百四圖)

指趾癒着(第四百五圖)

鎖肛

尿道口閉鎖

陰部畸形

腹部内臓墜脱

母斑

頭の腫瘤

腹壁前部の欠乏

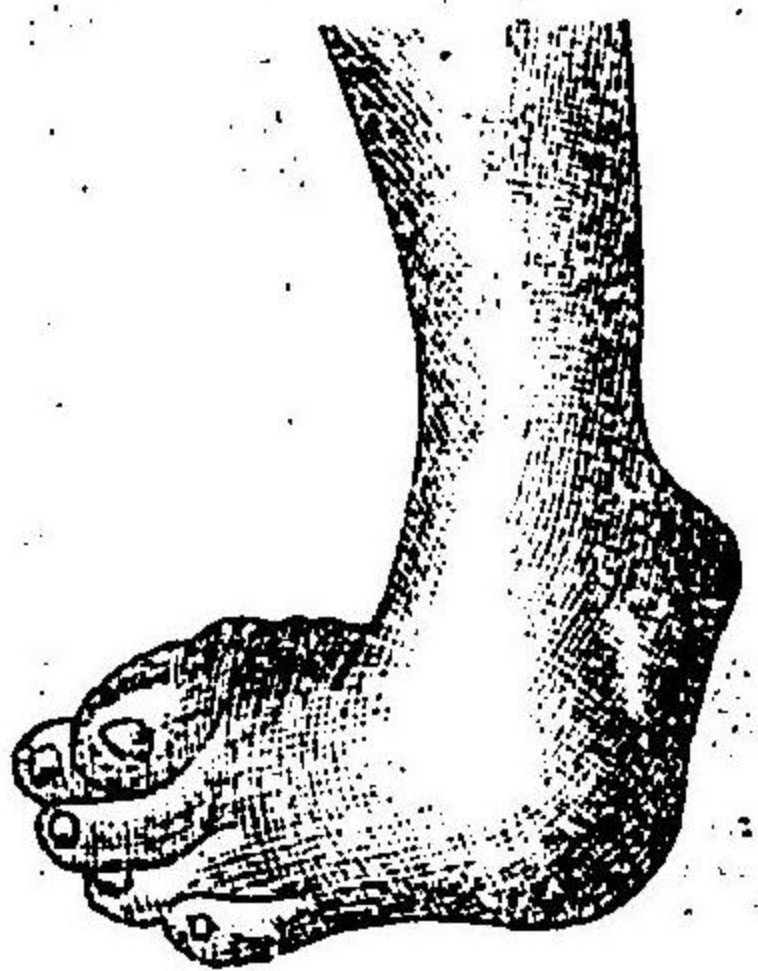
重腹胎兒第九十四圖及第九十五圖を見よ等なり

圖一百第



此圖は頭蓋の欠乏せる初生兒を示す

圖二百第



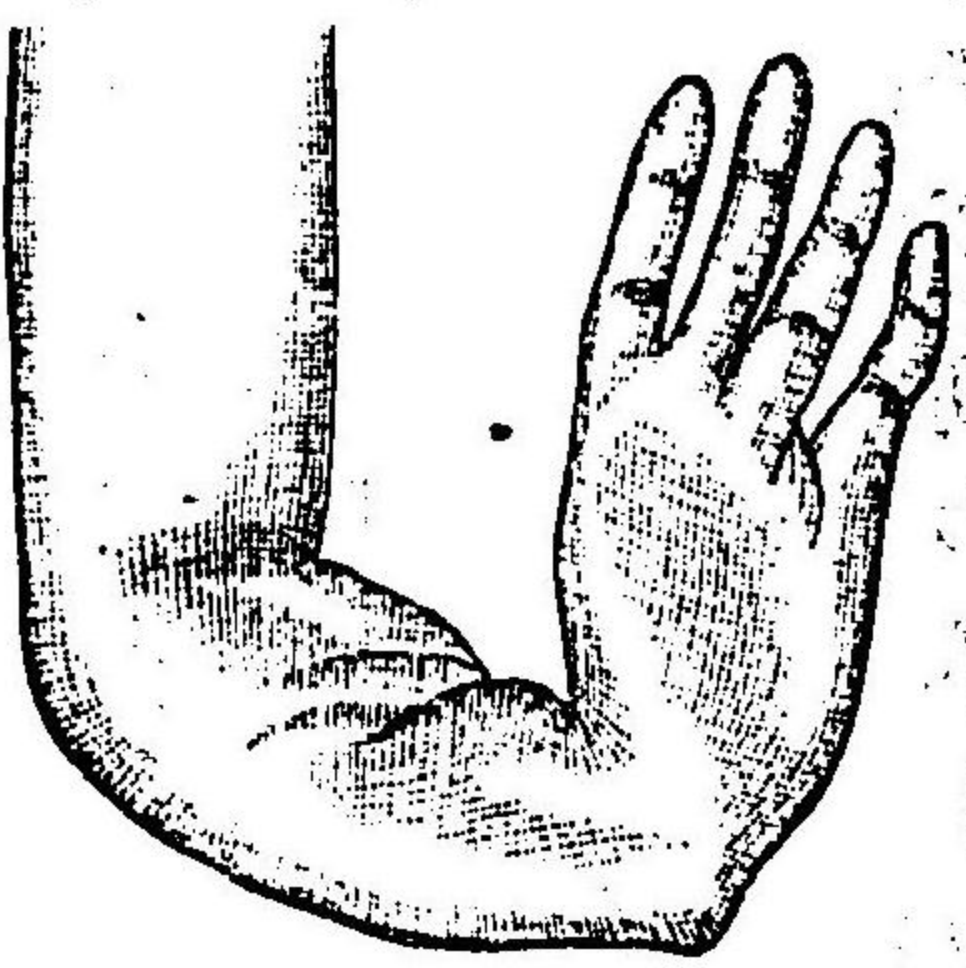
此圖は内翻足を示す

圖四百第



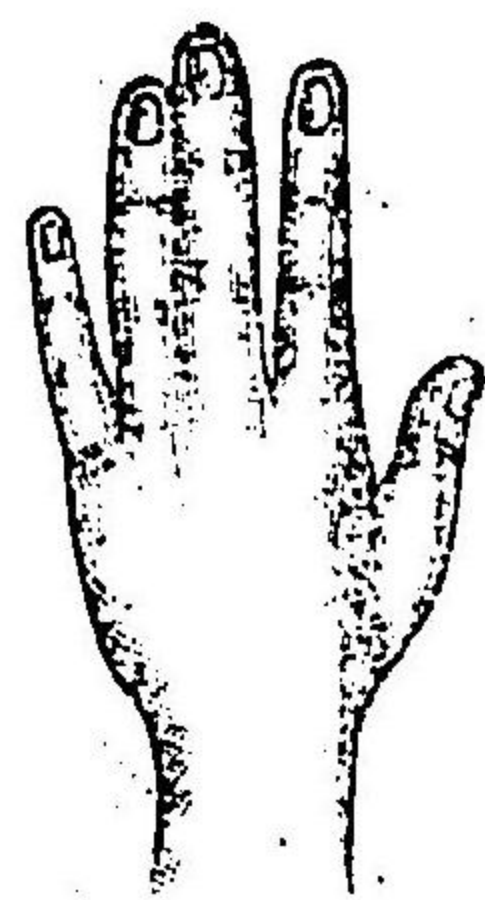
此圖は指の過剩を示す

圖三百第



此圖は母指の欠乏したる内翻手を示す

圖五百第



此圖は指の癒着したるものを示す

第三百五十一條

産婆は産婦に其初生兒の畸形なることを直ちに告ぐべからず何となれば産後間もなく精神感動を受くれば産婦之が爲め疾病を起すの本因となればなり故にかゝる場合に於ては産婆は親戚のもの相談なし他日如何にして其母に告ぐべきやを謀り置くべし又兔唇内翻足指趾過剩指趾癒着腫瘤等の如き畸形は醫師の手術に依つて治療す可きものなれば是等のことも豫め諭し置くべし又陰部の甚しき畸形なるは醫師に問ひて其男女を判断すべし

第三百五十二條

初生兒の畸形中殊に論ず可きものは舌運動の不十分なるものな

り是舌繫帯の短き爲め舌を前方へ劇しく固定せるに由りて起るものなり此異形は小兒の哺乳を妨げ後には言語の働きを害するものとす今此の如き小兒は試に其鼻を撮みて大聲に泣かしむれば舌の尖横に廣くなり或は却て陥みて見え且つ舌尖を口より出す能はざるを以て是を認知し得べし而して此の如き舌の緊縮したる者は勿論醫師に托して手術を乞ふべしと雖其手術の爲め舌の下にある大脈管を切断し出血して徃々危きことあるものなれば産婆自ら決して手術を行ふ可からず

第三 頭蓋産瘤頭蓋血腫及び細長又は斜に

押壓せられたる頭蓋

第三百五十三條

分娩の際に生ずる頭蓋産瘤は皮下に血液の滲漏するに由るものにして數時間又は一兩日間に於て自然に消失するものなれば別段に其療法を要せず然れども若し數日を経るも消失せざるか又は却つて漸々増大して波動を來すときは醫師の診察を受けしむべし

頭蓋血腫は頭蓋骨膜下に血液の流入するに由りて生ず此血腫は大概形小く唯一骨に止りて判然たる波動あり且つ其皮膚は産瘤の如き青紅色に變化することなし又時としては數個の血腫を發することもありさて頭蓋血腫は通例數週間の後自然に治癒して少しも危険無きものなれども亦醫師の診察を要し其他總べて頭蓋に瘤瘍あるものは是亦必ず醫師の診察を受けしむ

可し

初生兒の頭蓋は難産の際細長く且つ斜めに厭迫せらるゝことあるも産婆其形狀を正す爲め壓迫するは反つて害あることなれば決して之を所置す可からず此の如き變形は二三日を過ぐれば自然に舊形に復するものなり

第四 臍の損傷出血及び焮衝

第三百五十四條

臍帶の結紮不充分なる事あれば時として出血することあり然る場合には直に尙ほ一回強く結紮す可し又臍帶の脱落したる後時としては其臍に創面を残して猶濕潤することあり然る時産婆は其創面を一日數回冷水にて洗て乾きたる脱脂綿及び木綿

布を以て被ふ可し然れども若し其創面赤色に腫脹して所謂臍海綿腫を生じたる時は必ず醫師に診察を乞ふ可し
 臍の出血は常に危険なる症なれば速に醫師を招き而して其來るまでの間産婆は脱脂綿を小球になして臍の上に置き指を以て壓迫して醫師を待つ可し
 臍若し焮衝して紅色に腫脹し疼痛ある容体なる時は多くは甚危険なるものなり
 臍部の今尙ほ濕潤して癒へざるものを粗漏に取扱ひ或は不潔に爲す時は焮衝を發するものなれば産婆は必ず清潔に消毒したる指を以て臍部を處置し且常に尊婦の清潔法を行ふ前に於て必ず生兒の臍の縛帶を取行ふ可し

若し臍に焮衝を發したる時は至急醫師の診察を受く可し而して醫師の來診までは乾きたる脱脂綿か或は五十倍石炭酸水に浸したる木綿布にて之を蔽ひ置く可し

第五 臍墜脱

第三百五十五條

若し臍帶を強く牽るゝか又は甚だ早く除去するか或は初生兒劇しく泣き叫ぶか或は大便秘結して強く怒積する時は其未だ閉ぢずして尙ほ軟かなる臍輪より腸管又は網膜の脱出して臍墜脱を生ずること數々之あり此の如き墜脱を豫防するには産婆は小兒の大便を日々善く通利する様に注意す可し又小兒の泣く際に方り腸管の臍輪に來るを觸れ若しくは已に臍墜脱を發

したる時は必ず醫師の治療を受けしむ可し

第六 腹部内臓墜脱及び陰囊水腫

第三百五十六條

初生兒には或は生れながら鼠蹊墜脱及び膀胱墜脱を發すること間々之あり但し男の子の鼠蹊墜脱は下りて陰囊に達するものなりこれを陰囊墜脱と云ふ其腫物軟かにして鼠蹊部より起りて陰部に向ひ其兒安靜なる時は指を以て容易に腹腔に復納せしむることを得べし但し此際轟々たる一種の音を發するものとす又陰囊中に水の溜ることあり之を陰囊水腫と云ふ總べて墜脱の治療は醫師の施すものと心得べし

第七 骨傷

第三百五十七條

初生兒の骨は甚だ軟かなれば分娩の時容易に骨傷を起すものに殊に上膊骨及び上腿骨に生じ易し而して骨傷は産科醫又は産婆の困難なる廻轉術を行ふ際及び上肢を挽出す際又は肩をとり挽出す際等に生ずるものなり而して骨傷を發したる時は通常其部に一種の音を發し若しくは一種の響き手に觸るゝに由りて知れども時として小兒を浴せしむる際又は衣服を着せしむる際に於て始て之を發見することあり而して凡そ骨傷に罹りたる所は小兒自ら動かすこと能はざるのみならずこれを動かせば疼痛あるが如き様子を爲し其折れたる所を綿密に診察すれば一種の雜音を發し且つ其部直ちに腫脹するものなり

斯る骨傷は醫師巧みに綳帶を其部に施す時は通例二三週間に
て十分治癒するものなれば萬一産婆之を知りながら秘して醫
師に告げず或は時日を過ぎて始て醫師に告げ遂に不治に至ら
しむるは大罪なり

第八 眼の焮衝

第三百五十八條

初生兒の眼焮衝は若し神速に適當の治療を施さざれば不治の盲
目となるものなれば甚危険なるものなり而して大概分娩後二
三日以内に於て一眼若しくは兩眼に其徴候を發す即ち眼瞼の
粘着するを第一の徴候とし次で眼裂より黄色の粘液を出し眼
瞼赤色に腫脹して水様血様若しくは膿様の液を分泌するなり

第三百五十九條

眼焮衝の原因は大抵産婦の陰部にある淋毒性の膿汁若しくは粘液
又は同性質の悪露が初生兒の眼に入りて傳染するものにして
此病原は已に妊娠中より母胎に存するものなれども又數々原
因の不明なることあり
然れども此病眼より分泌する膿様の粘液も亦傳染性を有するも
のなれば若し是等の粘液の附着したる手又は布片にて誤りて
健全の眼を擦り拭ふ時は大人と初生兒との別なく直ちに傳染
するものと知るべし

第三百六十條

斯る眼病を防ぐ爲め産婆は膿様の粘液を洩し且つ腔粗糙なる妊

婦に出會はゞ産後其小兒に眼病を發すべきことを諭して醫師の治療を受けしむ可し又最適當なるは小兒の分娩する前醫師を招くに在り何となれば醫師は分娩したる小兒の眼に硝酸銀の溶液を點ずれば眼の焮衝を必ず防ぎ得るものなればなり若し醫師の來診遅き時は出産後産婆は直ちに初生兒の全身浴を行ふ前、先づ眼を洗ひ總て眼に附着せる粘液を注意して去るべし即ち之が爲に用ふる布片には軟かにして清潔なるものを撰びて之を清水に浸し徐に眼瞼を目尾より目頭の方へ拭ふべし但し此時に方り注意して眼を壓せざる様に心掛け且つ決して海綿などを用ふ可からず已に拭ひ終らば産婆は注意して其手を洗ふべし

第三百六十一條

産婆若し小兒出産後二三日以内に於て眼病の徵候即ち眼瞼の粘着、腫脹、紅色等を發見せば直ちに醫師を招くやう其家人に諭すべし若し延引して發病後數時間を過る時は治癒し難き症に陥ることあり故に産婆自ら眼病を治療するは大に禁ずるものなり
 小兒の兩親又は親族の輩醫師に診察を受くることを延引し或は之を斷るものある時は産婆はよく其危害あることを諭す可し
 産婆は此の如き眼焮衝の他の小兒に傳染せざる様に注意し即ち健全なる小兒を決して眼病ある小兒と相近かしめず遠く離し置くことを諭す可し

以上の規則は産婆常に胸裏に刻して其心掛を怠るべからず

第三百六十二條

醫師の來らざる間は産婆自ら清潔法を行ひ又は小兒の母若くは親族のもの等へ其法を教へて屢々小兒の眼を清潔に爲さしむ可し

第三百六十三條

病眼の清潔法は次の如く行ふ可し即ち少許の清潔なる脱脂綿か又は軟かに清潔なる布片かを取りて清水に浸し之を絞りて眼瞼を壓迫し或は擦れぬ様注意して眼瞼の間より出でたる殊に鼻に對ひ眼頭に聚りたる粘液を拭ひ取るべし然る後ち拇指を廣く目と眉の上とに當て、眼球を壓迫せぬ様徐に上眼瞼を上

へ上げ流出せる膿狀の粘液を再び清潔なる新き布片にて拭ひ次に下眼瞼を一方の手の示指にて少しく下に引下げ再び注意して之を拭ふべし

若し膿様の粘液を以て眼目を閉づるときは清潔なる布片を水に浸して久しく之を眼部に置くべし然るときは粘液の凝固は軟になり自然に眼を開き得るなり

小兒の眼を清潔になすに用ふる水には決して乳汁或は石礮を混合すべからず

一眼のみ病に罹りたるものには産婆は其健眼を拭ふに曾て病眼に用ひたる布片を用ひざる様注意すべし又此の如き小兒を平臥せしむるには必ず病眼の方を下に爲し以て健眼に膿汁の流

入せざる様爲すべし
既に醫師の診察を受ける上は眼の清潔法及び其他總ての取扱は皆
を醫師の云ふ所に従ふべし

第三百六十四條

前記の焮衝は決して劇しき光線の爲め之を發するものにあらず
と雖産婆は注意して眼病ある初生兒は勿論總べて初生兒の眼
前に太陽の光り又は蠟燭ランプの如き劇しき光りを避けしむ
可し何んとなれば斯る劇しき光線の爲に眼球の深部に他の病
を發して終に盲人となることあればなり故に初生兒の臥床は
必ず太陽又はランプの光りの小兒の顔を射ざる様に造る可し
其外劇しき光りを避くる爲め網の上に目の粗く薄き布片を張

りたるものにて小兒の顔を覆ふべし
然れども餘りに室内を暗く爲し置は却て亦害あるものと知るべ
し

第九 初生兒乳房の腫脹及び焮衝

第三百六十五條

初生兒の乳房は男女の別無く其皮膚に變色無く且つ痛みなくし
て腫脹すること間々之あり此腫脹は務めて觸るゝことなき様
にして綿絮にて覆ひ總べて之を壓せざるやう注意すれば自然
に治癒す然れども時としては焮衝して熱を持ち赤色に成りて
腫脹し且つ其小兒劇しき痛みを感じ然る後乳房中に膿を醸し
終に外の方へ破るゝことありさて此の如き焮衝は時によりて

は未熟なる産婆が其乳房を壓し絞りて之が爲め發することあり是等の焮衝は其治療を皆醫師に乞ふ可し

第十 鴛口瘡

第三百六十六條

鴛口瘡と名るものは口中に於て舌頰の内側口蓋口唇に小く白き小斑を數多發したるものを云ふ而して此鴛口瘡は一種の微に由りて發生するものにして速に蔓延し且つ傳染するものなり此白斑の周圍は其粘膜炎紅色となるもの故小兒は殊に乳を吸ふ時口中に痛みを發するを以て多くは泣きて乳を飲むこと不十分なる故に其小兒は能く生長せざるなり又希には白斑甚だしく生じて口中一面に白きものにて包みたるが如く爲りて深き

潰瘍を生ずることありかゝる症は小兒の生命を危険ならしむることあるものなり

此病は畢竟清潔法を怠る爲めに發するなり即ち乳頭を清潔にせざる時授乳器及び「ゴム」吸子の不清潔なる時小兒の口中へ布の吸口などを入れ置く時等なり

此病の療法は先づ十分の清潔法に由りて微を驅除することを務むべし即ち小兒に乳を吸はしむる前後必ず注意して乳頭及び小兒の口中を清潔なる布片及び清水にて洗ひ又飴などを布片に包み小兒の口中へ入れ置くものあらば直にこれを禁じ授乳器殊に吸子は動もすれば酸性の臭ひあるものなれば其然るや否や其都度必ず検査す可し又栓塞子と「ゴム」管とある通常世間

にて用ふる授乳器はこれを用ふるものには便利なれども甚不
適當なるものなり何となれば決して之を十分清潔に且つ無臭
に爲すこと叶ひ難く従ひて確と此症の發生を防ぐ能はざれば
なり故に授乳器は最も簡單なるものを良しとすさて産婆若し
清潔法を行ひて二十四時間中に治せざる時は必ず醫師の治療
を受けしむ可し又驚口瘡ある小兒に授乳せる婦人は決して他
の健康なる小兒に授乳す可からず何となれば此病は健康なる
小兒に傳染し易ければなり

第十一 嘔吐及び下痢

第三百六十七條

小兒は乳を餘分に呑みたる後其一部を吐き出すものなれども是

は決して病氣にあらず然れども數々反復して吐乳する時は産
婆は婦人に諭して其小兒にあまり長く乳を吸はせしめざるや
うにす可し若し嘔吐に下痢を兼て發したる時は醫師の診察を
受けしむ可し

初生兒は時として血液を吐き又直腸より血液様の大便秘或は眞の
血液或は半消化せられたる血液を通利することあり是時とし
て乳頭の創面より出たる血液を吸ひて嚥下したるものに原因
するなり然る時は乳頭の傷及び出血の治療するまでは授乳を
減ずるか又は全く之を禁ず可し若し又直に小兒の腸管の血管
より出で、これを吐き又は通利するものなれば其小兒は甚し
く蒼白色となるなり此の如き時は直に醫師を招きて之を托す

可し

下痢に由りて水様又は粘液様の黄色或は綠色にして凝固せる乳の如き物を通利する時は産婆は先づ葛湯にて洗腸す可し若し平生牛乳にて養ひ居りし小兒の此の如き症に罹りたる時は直ちに之を止め其代りに葛湯を以て養ふべし然るに其下痢數日に至るも猶治せざる時は是又醫師の治療を受く可し

第十二 腹痛及び便秘

第三百六十八條

小兒は數々腹部の鼓脹する病に罹り易し此の如き小兒は泣くこと頻にして絶へず下肢を動かさず或は縮め或は伸し多くは便秘を兼ねるものとす而して鼓脹の原因は通常不適當なる食物に

あり此の如き小兒には薄きカミツレ浸の洗腸を行ひ日々カミツレ浸を一二茶匙づゝ與へ腹部は暖めたる「ラチル」にて包む可し且つ兒躰をば勉めて溫暖になし殊に衣服も蒲團も常に能く暖めおく可し又便秘の小兒はカミツレ浸にて洗腸し其食物は注意して固形の食物を與ふ可からず而して牛乳を與ふるには其稀薄になしたるもの又は枯草のみにて飼養せる牛の乳汁を撰ぶべし若し乳婆又は母の乳にて養ひたる小兒の便秘に罹りたる時は其親食物を改め且つ數々カミツレ浸を飲み適宜の身躰運動を爲す可しさて産婆は此の如くに扱ふも其効能無き時には例の如く醫師の診察を受く可し

第十三 吃逆

第三百六十九條

吃逆は横隔膜の痙攣にして通常急ぎて哺乳せし後に發するものなり故に小兒には徐に乳を與へて時々中止し衣服は暖かにしてよく乾きたるものを用ひ且つ暖かなる砂糖湯一二茶匙を與へ或は舌の上に少許の砂糖の粉末を撒布す可し

第十四 痙攣

第三百七十條

小兒は諸種の痙攣に罹り易し其徵候は眼を振轉し顔面を擧め口角は引きつり數々驚愕したる様を爲し手を握り甚だしく不安となり其泣く時に當り一種變じたる泣聲を發す通常其原因となるものは鼓脹胃の膨滿及び他の重病乳親の精神感動等なり

産婆は此症に遇はゞ先づカミツレ浸の洗腸を行ひ小兒の足及び腹部を適宜平等の温度にて暖ためおきて醫師を招く可し

第十五 丹毒

第三百七十一條

丹毒は初生兒に在りて悪性の疾病なり多くは臍或は陰部に始まり其部紅色に腫脹し次いで速かに其周圍に廣がるものなり是に罹る小兒は衰へたる聲にて泣き十分乳を吸はずして不安の状甚し此の如き時は直ちに醫師を招くこと尤も肝要なり又丹毒は傳染するもの故病兒を健康なる者より預め離隔すべし

第十六 黃疸

第三百七十二條

黄疸は初生児の疾病中最も多きものなり即ち全身の皮膚は緑黄色或は茶褐色となり大便の色は黄綠色か或は綠色又は濃褐色となるあり然れども通例小児の様子には別に異状なく唯其最も甚しき時のみ羸瘦するものにして其之を發するや漸々來ることあれども又卒然起ること數々あり産婆は注意して其小児を平等の溫暖に保ち一日二回づゝ溫暖浴せしめ以て平等に暖め置き而して醫師の診察を受く可し

第十七 擦傷性糜爛

第三百七十三條

小児の皮膚は甚だ軟かなるが爲め陰部の皺襞又は臀部間膝脛窩腋下頸部等の皺襞に於て動もすれば紅色となり次いで糜爛を

生ず殊に脂肪多き小児若くは早産したる小児或は不潔に爲したる小児に生ずるものにて殊に小児の襦袢襦袢の如きものは熱湯にて洗濯すべき理なるに熱湯は勿論温湯或は水にても洗濯せざる不潔のものを着する時は必ず糜爛を生じ易し而して其小児は疼痛の爲めに頻に泣くものなり
産婆之を扱ふには先づ小児を不潔の衣服中に置いて濕潤せしめざる様注意し而して日々數回新鮮なる水を以て其糜爛ある部を洗ふべし且つ小便にて濕りたるものは直に乾きて軟かなるものと換へ糜爛によりて濕へる皺襞は温湯中に於て徐に之を開き軟なる布片又は清潔なる脱脂綿を以て之を洗ひ其浴終らば乾きて軟かなる脱脂綿にて拭ひ澱粉末を其部分に散布す可し

若し糜爛猶甚しきか或は潰瘍を生ぜんとする時は醫師の診察を乞ふ可し

第十八 汗疹

第三百七十四條

汗疹第三百二十四條を見よは皮膚に發する無數の小疹にして是は餘り煖かに蔽ひ過ぎたる爲めに發するものなり故に之を治するには衣服を減じ室内の溫度を軽くして日々列氏の二十七度の湯に浴せしむ可し

第十九 大水泡疹

第三百七十五條

大水泡疹は透明の黄色なる液を充たせる泡にして其大さは豌豆

又は夫れより大なる形のものあり或は一個づゝ離れ或は無數相依りて身體諸部の皮膚に發生す而して此疹は産婆若くは看護者の不潔なる手を以て其皮膚に觸るゝに由りて發生するものなりさて其一個づゝ離れて生じたるものは別に小兒の氣分を妨ることなく唯之を浴せしむる時と之を拭ふ時とに注意して其疹を摩擦せぬ様になすべし然れども若し無數の泡疹を發するものは大概重き微毒の爲め生ずるものなれば醫師の診察を乞ふ可し但し此の如き泡疹は他の小兒にも大人にも容易に傳染するものなり

第二十 乾性皮脂漏

第三百七十六條

小兒生れて後一二週又は二ヶ月にして前頭部及び顛頂部に於て大顛門近傍に灰白色鱗屑狀の皮膚病を發することあり是多くは清潔法を怠りたるに由りて生ずるなり故に産婆は日々小兒を入湯せしむる際石鹼水を以て其頭を洗ひて之を防ぐ可し若し日に發生したる時は浴中に於て卵黃又はオリーブ油及び石鹼を用ひて軟げ洗ひ其全く治するまで數々之を行ふべし

第二十一 濕疹

第三百七十七條

濕疹とは其形小き透明の小泡疹にして之を破れば少しく粘着する水様の液を流出し遂に帶白黄色或は茶褐色の痂を結ぶ其始めは顔面殊に頬上に生じ夫れより漸々他部に蔓延するものな

り此症は頗る痒みある故に小兒は毎に搔き又は摩擦して皮膚より出血することありさて此濕疹の原因は小兒を養ふ所の乳汁又は食物の不良なるに由るものなれば直に其食品を交換して治療を醫師に托す可し

第二十二 小兒の疾病の總論

第三百七十八條

小兒は生後一二年中に於て前に述たる病氣の外尙ほ種々の病に罹ること甚だ多し故に産婆は小兒の病に罹りたるを覺りて親戚に告ること必要なり即ち病に罹りたる小兒は衰へたる或は高き聲にて泣き音調變りて苦痛又甚だ不安の様子を現はし安眠せずして或は麻酔せしもの、如くに昏睡し乳を吸はずして

又總て食物を嫌ひ。顔色は灰白色又は黄色となりて氣力無く。發熱すれば呼吸短促になりて數々手足を攣縮し。眼を振轉し。大便秘綠色になりて下痢又は秘結す

小兒は耳の内部に焮衝を發すること間々ありて粘液又は膿汁を流出す然れども此焮衝を意とせず或は全く心付かざること數々あり故に産婆は其親に告て此の如き焮衝は小兒に甚だ危険にして若し之に治療を加へざる時は終に聽官を損ずるのみならず全く聾啞となる事を以てすべし
凡て産婆は生兒の疾病の徵候を認めたる時は之を親戚に告げて醫師の診察を要する責任あるものとす

第五章 産婆に許可する治療法

第一 諸種の浣腸法及び肛門坐薬

第三百七十九條

軟化浣腸法は腸中に蓄積せる固き大便を軟にして排泄に適當ならしむるの目的なり是に用ふるは半乃至一「リッタル」の清潔なる微温湯を尤良とす其他粘液様若くは油様の液躰も亦可なり即ち薄き葛湯又は薄き「カミツレ」浸に二食匙の「オレーフ」油か又は胡麻の油か蓖麻子油かを混和したるもの又は薄くなしたる牛乳等是なり

刺戟浣腸とは腸管の作用を興奮せしむるものにして上に述べたる微温湯粘液又は油様の液躰に食鹽の一茶匙を和するか或は

劇しからざる石鹼の拇指一節程の大いさなる片を削り又は小く切り之を和して用ふるなり
 小児には此の如き洗腸は餘り強き故に唯新鮮なる微温湯四分一「リッテル」を用ふるをよしとす但し其内へ單舍利別煮て溶したる砂糖又は砂糖一茶匙を和するも亦宜し
 鎮痙洗腸とは大人にても小児にても痙攣ある際には必ず用ふるものにして「カミツレ」花の強浸劑を好とす
 總べて洗腸用の水は微温にして列氏の二十度乃至二十五度攝氏の二十五度乃至三十度の温度を可とす但し洗腸は冷かに過ぎたる方は熱きに過ぎたる方より害少なし之を行ふには先づ患婦を仰臥せしめ其臀部の下に枕を置きて高くなし或は左側に

臥せしむるも良とす次に「イルリガートル」の嘴管七八センチメートル程を深く左上方へ向け注意して肛門内に差込む可し洗腸に用ふる器械は從來世間一般に應用せらるゝ洗腸器を用ふる可らず勤めて「イルリガートル」を使用す可しさて「イルリガートル」中の洗腸液は良く混和し嘴管は良く清潔にせしものを撰み而して其「イルリガートル」を高く揚て液を少し流出せしめ以て「ゴム」管中の空氣を驅除して後「ゴム」管を硬く撮みつゝ嘴管を直腸内へ挿入す「イルリガートル」を肛門より大約半メートル程高き所に支持し次で撮みたる「ゴム」管を開くべし若し液の流入せざる時は嘴管を一二センチメートル引出し靜に彼邊此邊と嘴管を袪せば乃ち流入するものなり但し小児には嘴管を一二センチ

チメートル以上挿入すべからず又洗腸後産婆は其用ひたる「イ
 ルリガートル」「ゴム」管及び尿管等を善く清潔に爲す可し
 小児の大便を通利せしむるに尤單簡にして適當せるものは直腸
 内へ肛門坐薬を挿入するにあり
 坐薬を作るには先づ過度に硬からざる石鹼を取り長さ三センチ
 メートルにして其基底「センチメートル」の圓錐形に切り造る
 べし而して之を用ゆるには坐薬に「ワセリン」を塗り注意して肛
 門へ其括約筋を越へ深く挿入するにあり

第二 腔内洗滌法

第三百八十八條

止血用洗滌法には大概冷水を用ふれども希には列氏三十九度乃

至四十度攝氏五十度の温湯第二百八十三條を見よを用ふるこ
 とあり又單に一回煮沸したる冷水のみを用ふるか水と酢とを
 等分に和して用ふるか或は五十倍石炭酸水を用ふることあり
 清潔用洗滌法には前と異なりて其温度列氏二十八度攝氏の三十
 五度のものにして一回煮沸したる清潔なる水又は五十倍石炭
 酸水を用ふるなり
 腔中を洗滌するには産婆は「イルリガートル」を用ふること洗腸の
 時の法に同じ而して其尿管は清潔用に於ても子宮出血の時に
 於ても殆ど六七センチメートル程深く注意して腔中に送入す
 可し
 石炭酸を希薄になすには石炭酸溶液と水とを和し平等に攪勻し

然る後「イルリガートル」に盛るべし決して「イルリガートル」内に
て混和すべからず必ず他の器中に於て扱ふべし

第三 「カテーテル」の用法

第三百八十一條

「カテーテル」の用法の大畧は既に第二百二十九條に述べたれば茲に
は只次に擧るが如き注意の數項を記載すべし「カテーテル」は新
銀製の品を用ゆるを可とす而して其外面は常に鏡の如く磨き
内部も固より清潔を旨とすべし又「カテーテル」を用ひたる時は
毎回必ず充分に煮沸し且外面を磨き置き之を用ゆる前には渾
て五十倍石炭酸水中に浸すべし將「カテーテル」を用ゆる際宜く
慎重を加へ決して無理に力のみを用ゆるべからず又小衾等を覆

ひ摸索にて之を用ゆるべからず畢竟其部分を觀る時は尿道口を
容易に且つ速に發見し其便利を得るものなればなり

第四 檢温器の用法

第三百八十二條

檢温器の事項は既に第四百九條に登載せしが如く其理合及び
用法は産婆の業務に對して甚必要なるものなり而して檢温器
を用ゆることは渾ての疾病に在て速に診定を得るのみならず
其經過をも確に判斷し得るものなれば産婆に於ては極めて飲
くべからざるの要具なり故に産婆は他出する際にも必ず其器
を携帯すべきなり又産婆若し他に向ひて尊婦の容軀を通知す
る時は必ず其軀温を記入すべし又軀温を測定するに用ゆる檢

温器は百分の物即ち攝氏の検温器なり
 大約検温器を用ひんとする際産婆は先づ手を以て其球形端を煖め且つ患婦の液窩に在る汗を乾かせ然る後上肢を胸部に押付け尙ほ手を他側の肩部に置くべしさて上膊を少し離して其球形端を液窩内へ刺込み上膊を再び密閉すること十五分時間の後産婆は度目を讀み更に其器を液窩より取り出すべし又其用を畢りたる検温器は微温湯中に入れ善く洗滌して鞘に納むべし又検温器をば熱湯中に入る可からず是硝子管の破裂するものなればなり又検温器中尤便利なるは留點検温器「マキシマー」ル「検温器」にして液窩より出し明處に就て其度を驗することの出來得るものなり

第五 茶劑の製法

第三百八十三條

身軀を温煖にすべき飲料に供する茶劑は「カミツレ」花を取りて熱湯を注ぎ之を濾して用ふるなり其熱きに過ぎたるは悪し程よく温かになして用ふべし
 「カミツレ」浸を温罨法に用ひんとする時は之を入れたる器中に熱湯を注ぎ長く之を蔽ひて浸し置くなり若し永く煎ずるが如きは却つて其花の香を失ふものなりさて之を行ふには木綿布を疊みて此液中に浸し之を絞りて其温かなる内罨法せんとする部分を蔽ひ置くべし
 粘液様の液を製するには葛粉を以て通常葛湯を製する如くにな

す可し

第六 温罨法及び冷罨法の製法

第三百八十四條

罨法には温罨冷罨の二法あり又濕潤と乾燥との二種あり而して
温煖且濕潤なる罨法を最簡單になさんには乃ち木綿布を數片
に疊み合せこれを熱湯中に浸して後絞りにて更に廣げ以て皮膚
に貼すべし

温煖にして濕潤なる罨法〔パツプ〕を製するには罨粉又は蕎麥粉
若くは米飯に水を和して攪勻し之を煮て濃厚なる泥狀になし
て之を軟かなる木綿布を包む可し但し患部に當る方は唯一枚
となる様に包むをよしとす其温度は試にこれを眼瞼に當て、

長く堪へ得るだけの温さなる可し而して此温度を永く保たし
むるには厚き毛布又は綿などを以て蔽ふを良とす既にして其
温を失ひたらんには更に之を温むべし然れども之に酸味の臭
氣を放つに至りては宜く新品と交換すべし

温煖にして乾燥なる罨法には温めたる木綿布或は毛布を直に皮
膚に貼す可し又懷爐を用ふるも可なり

冷罨法には數片相重ねたる木綿布を氷冷水又は水と醋とを等分
に混和したる液中に浸すか或は暫時氷片の上に置て適宜に絞
りたるを用ひ而して其冷度の減じたる時は其都度之を取換ふ
可し又氷嚢を用ひんとならば豚又は牛の傷なき膀胱を良とす
然れども其最も良品はゴム製の嚢なり之に氷の小片を入れ其

用ふ可き所に清潔にして濕りたる木綿布一枚を敷き然して後其上に氷嚢を置く可し但し其氷解たる時は中の水を棄て新たに氷を充す可し

「プリスニツ」氏の罨法とは冷たく濕りたる布片を皮膚上に置き其上に油紙を敷き覆ひた其上を「フランネル」にて覆ひて十分温煖となるまで其まゝ置くものなり但し此罨法は醫師の命に因て用ゆべし

第七 芥子泥の製法

第三百八十五條

新鮮の芥子末を温湯に入れ濃き泥状のものとなし之を攪拌して劇しき芥子の香を發するに至りて止め然る後木綿布の上に薄

く敷伸し十分時間乃至半時間程皮膚の上に貼り置くなり然れども頗る感じ易き皮膚若しくは甚だ感覺強き人には皮膚と芥子泥との間に薄き木綿布「が」一枚を入るべし之に反して感覺鈍きか若しくは速に効驗を要すべき時は泥を貼るべき部分を豫じめ暖なる醋にて紅色になるまで摩擦し而して後之を貼る可し又芥子泥の代りに芥子精を木綿布又は紙に浸して貼るか或は藥舗にて鬻ぐ芥子紙と名るものを冷水に浸して貼るも可なり但し是は醫師の處方に從て用ゆるにあり

第八 水蛭及び吸角の使用法

第三百八十六條

醫師の指揮によりて産婆は婦人又は小兒に水蛭を使用すること

あり其數及び位置並に使用後出血せしむる時間の長短等は皆醫師の定むる所に従ふ可し而して水蛭は藥舗より求む可し元來水蛭は其性暖かなる處にては疲勞し易きものゆゑ永く暖所に置く可からず若し已に疲勞したるを見れば少しの麥酒を注ぎて活潑ならしむ可しさて水蛭を使用せんには先づ其場所を十分清潔に拭ひ置き是に水蛭を放ちて若し急に吸ひ付かざる時は砂糖水又は牛乳を以て其部を濕すべし唯二三條の水蛭を用ひんには木綿布にて之を包み其頭の部のみを出して一條づゝ付け而して其皮膚に固着するまで之を當て置くべし又一箇所にも限りて付けんとするには水蛭を硝子管に入れて吸ひ付かしむべし即ち齒齦に付かしむる時の如き是なり之に反して

數多の水蛭を付かしむるには之を吸角或は手頃の「コツ」に入れて其器の口を皮膚に當て吸ひ付かしむべし其十分血を吸ひたる後は自ら落るゆゑ是を「コツ」へ入れ置く可し但し其「コツ」は木綿布にて固く蓋ふをよしとす或は水蛭長く落ちざるものあるも決して之を引き取るべからず唯僅に一二粒の食鹽を撒布すれば自ら直ちに落つるものなり又水蛭の落ちたる後は清潔なる木綿布に微温湯を浸しこれを以て出血の全く止まるまで拭ふべし但し之を拭ふには海綿を用ふるは宜しからず而して吸口よりの出血を止むるには其口を一々木綿布にて壓す可し然るに長く壓すも出血猶止まざるか或は動脈より血液の衝くが如く射出することあらば産婆は急ぎて醫師を迎へ其來

るまでの間は出血の口を指にて壓す可し又小兒に於ては吸口より動もすれば強く出血するものなれば産婆は寧ろ初めより之を醫師に托するを可とす若し已を得ざる時は皮膚の下に直に骨のある所を撰びて吸はしむ可し是出血ある時之を壓して血を止むるに都合宜しければなり

醫師若し水蛭を腔部に用ひんとするには必ず子宮鏡を用ふるものなれば産婆は其命に従ひて助手す可し又過て水蛭の燕下したるものある時は直ちに食鹽水を飲しむべし然すれば水蛭は直ちに死するものなり

往時の醫師は好んで吸角を用ひたれども當今は殆ど之を用ふることをなし然れども若し之を用ふる醫師あらば産婆は其命と教

へどに従ひて之を扱ふべし

附
録

○産婆の心得べき日
本の法律及び規則

左に記載する規則中警視廳令及び東京府
布達は全國に通ずる者にあらず然れども
各府縣共大差なきを以て茲には只だ東京
府に行はるゝものゝみを記載す

大政官布達 明治元年十二月廿四日

近來產婆之者共賣藥之世話又は墮胎之取扱等致し候者有之由相聞へ以之之外之事に候元來產婆は人之性命にも相拘不易職業に付假令衆人之頼を受無餘儀次第有之候共決して右等之取扱致間敷筈に候以來萬一右様之所業於有之は御取糺之上屹度御咎可有之候間爲心得兼て相達候事

第三十六號 明治十三年七月十七日

刑法別冊の通改定候條此旨布告候事

但實際施行の期日は追て布告すべき事

(別冊) 一月十四年第三十六號を以て十五年

刑法第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は亦前條に同じ因て婦女を死に致したる者は一年以上三年以

下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第三百六十條 醫師藥商穩婆又は代言人辯護人代書人若くは神官僧侶其身分職業に於て委託を受けたる事に因り知り得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論じ十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限に在らず

第四編 違警罪

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下

の拘留に處し又は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

九醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應ぜざる者

朕刑事訴訟法を裁可し茲に之を公布せしむ

明治二十三年十月六日

刑事訴訟法 法律第九十六號

第三編 犯罪の捜査起訴及び豫審

第三章 豫審

第六節 證人訊問

第二百二十五條 左に記載したる場合に於ては證言を拒むことを得

第一 官吏、公吏たりし者其職務上黙秘すべき義務ある事情に關するとき

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護人、公證人、神職、僧侶、其身分職業の爲め委託を受けたるに因て知りたる事實にして黙秘すべきものに關するとき

證言を拒む者は拒絕の原因たる事實を開示し且之を疏明す可し

朕民事訴訟法を裁可し之を公布せしむ此法律は明治二十四年一月一日より施行すべきことを命す

明治二十三年三月二十七日

民事訴訟法 法律第二十九號

第二編 第一審の訴訟手續

第一章 地方裁判所の訴訟手續

第六節 人證

第二百九十八條 左の場合に於ては證言を拒むことを得

第一 官吏、公吏又は官吏、公吏たりし者が其職務上黙秘すべき義務ある事情に關するとき

第二 醫師、藥商、穩婆、辯護士、公證人、神職及僧侶が其身分

又は職業の爲め委託を受けたるに因りて知りたる事實にして黙秘す可きものに關するとき

第三 問に付きて答辯が證人又は前條に掲けたる者の耻辱に歸するか又は其刑事上の訴追を招く恐あるとき

第四 問に付ての答辯か證人又は前條に掲けたる者の爲め直接に財産權上の損害を生ぜしむ可きとき

第五 證人が其技術又は職業の秘密を公にするに非ざれば答辯すること能はざるとき

男子にして産婆を業とするを許さず

福島縣伺 明治十三年十一月一日

産婆の術は婦人にして營業相當のものに有之候處男子にして數年間産科醫に就き實檢練磨能く其技業を修め願出る者に限り履歷書に依り營業聞届可然故目下差掛候儀有之に付何分の御指揮相成度此段相伺候也

内務省指令 明治十三年十二月五日

書面伺之趣は難聞届儀と可相心得事

東京府布達甲第三百三十九號 明治九年十一月廿九日

從來營業之產婆本府病院に於て技術教授及び試験之上順次假免
狀付與すべき旨本年九月甲第九十四號を以て布達候に付ては自
今新たに産婆の業を營んとするものは其時々出願の上試験を受
け候義と可相心得此旨布達候事

但入學志願之者は甲第三百三十八號布達の通心得べし

〔備考〕

明治九年九月より東京府病院に於て産婆學を教授し且從來營業の産婆へ
も聽講差許したるも同十四年七月東京府布達甲第九十五號を以て病院を
廢す故に本號但書の法令を此に掲げず

東京府達丙第七十五號 明治十二年六月廿三日

戸郡 長區 役 場所

醫師藥舖産婆開業假免狀並種痘免狀の義自今管内轉居の節は書
換に及はず最も其時々届出の儀は従前の通心得べき旨右所持の
者へ告示すべし此旨相達候事

東京府布達甲第七十五號 明治十三年七月十四日

死亡届并埋葬證規則左の通相定め本年八月一日より施行候條此
旨布達候事

但明治九年當廳甲第百號布達死亡届差出方順序は本文の期日より廢止とす

死亡届并埋葬證規則 (節略)

第二條 醫師及び産婆は妊婦四箇月にして流産或は死胎分娩せし者は即時第二號雛形の届書に妊娠の月流産或は死胎分娩の原因月日等を記入し調印の上其家人に與ふべし (明治二十一年十月十七號を以て本文の如く改正)

但出産の後一旦呼吸して死せし者は出産届を爲し更に死亡届の手續を爲すべし

第四條 流産四箇月以上或は死胎分娩の者は醫師若くは産婆の届書を請求して區は區役所郡は戸長役場へ差出し埋葬免許證

を受けて之を墓地監者寺院にて監者を兼る墓地は其寺院へ差出すべし (明治十三年布達甲第百六十號を以て本文の如く改正)

第六條 患者の醫を招かずして死去せし者及び醫師若くは産婆の手續を経ずして流産或は死胎分娩せし者ありて其届書を請求すべき醫師或は産婆なき者は各受持の郡區醫に就て檢案を乞ふべし (明治十六年八月東京府布達甲第)

(第二號書式雛形)

流産又は死胎分娩届

郡區町村名番地

何府縣華士族平民職業
何某妻妾(或は私生)

姓

名
年 齡

一何月妊娠

一流産或は死體分娩の原因知るべき丈け

一何月何日流産或は死體分娩

右は頭書の通流産或は死體分娩致候に付此段及御届候也

郡區町村名番地

年月日

醫師或は産婆

姓

名

印

區郡長 何某 殿

東京府達丙第五十四號

明治十三年八月二十日

從來産婆營業の者へは假免狀付與致來候處中には不心得にて出願の期を失ひ或は是迄の慣習にて其師の存命中は免狀を得ざる者の如く心得候者も有之哉に相聞不都合の次第に候條明治九年十一月以前より獨立營業の者へは試験を要せず假免狀下付候に付來る十月三十日限り履歷書相添出願候様該營業者へ無洩告示すへし此旨相達候事

但明治九年十一月以後の分は出願の上試験を受くへき儀と心得へし

東京府布達甲第七十六號 明治十四年十二月廿二日
新規産婆開業の者試験の儀學科上相當の試験を受け難き者は當分の内産採取扱等簡易の試験を行ひ合格の者は當廳の假免狀下付致すべく候條志願の者は履歷書相添試験願出べし此旨布達候事

東京府達乙第二十九號 明治十五年十一月八日

藥舖並産婆の試験は毎年三月九月の兩度と相定候條此旨告示候事

但出願期日は其都度當府衛生課より報告に及ふべし

産婆試験手續

甲種内務省免許産婆試験

學說

豫備論 平常妊娠論

順産論

正規産尊及哺乳論

妊娠經過中異常論

分娩經過異常論

産尊哺乳中に起る障害論

産婆要務

右の内より六問題を撰定して筆答せしむ

實地

人體骨格紙塑人型及婦人生殖器胎兒摸型を以て試問す

乙種東京府免許産婆試験

妊娠の鑑定 産婆要務 分娩經過處分
 寡婦及嬰兒の處置
 右大略を試問し口答せしむ
 其他生殖器胎兒摸型を以て實地を試問す

警視廳布達甲第六十號 明治十四年十二月廿八日

違警罪目左之通改定來明治十五年一月一日より施行候條此旨布達候事

左の諸件を犯したる者は一日以上十日以下の拘留又は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せらる可し
 二十四、免許を得ずして産婆の業を爲したる者
 二十五、産婆營業者醫師の指揮を受けずして産科機械を使用したる者
 明治十六年一月甲第一號
 以テ二項共追加ス

警視廳令第二號 明治十六年十二月二十五日

醫師獸醫齒科醫產婆藥劑師製藥者藥種商鍼灸術を業とする者は其免狀若くは免許鑑札の寫を添へ開業年月日を記し（開業せざる者は其旨を記す）二十日以内に所轄警察署を経て警視廳に届出べし
從來前項の免狀若くは免許鑑札を有する者竝從來入齒齒抜口中療治接骨を業とする者は本令施行の日より二十日以内に前項の手續に依り届出べし
前二項の業を爲す者にして轉居改氏名廢業又は死亡したるときは二十日以内に其旨所轄警察署を経て警視廳に届出べし
本令を犯したる者は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

警察令第三號 明治二十四年三月十四日

胞衣及産穢物は家屋に近接せる場所に埋納すべからず但胞衣産穢物取扱營業者は東京府廳の許可を得たる一定の埋納焼却場の外埋納又は焼却するを得ず
前項の營業を爲す者は埋納地焼却場の地名坪數等詳記したる圖面を添へ所轄警察署を経て警視廳に願出許可を受くべし

警視廳令第五號 明治二十七年三月十六日

醫師獸醫產婆を業とする者出張所を設くるときは設置の場所竝

出張時間外に於て其業務を代理する者の住所氏名を記し二十日以内に所轄警察署又は警察分署を経て警視廳に届出づべし其出張所を移轉又は廢止し若くは代理者を換へたるとき亦同じ從來出張所の設けあるものは本令施行の日より二十日以内に前項の手續に依り届出づべし
本令を犯したる者は二十錢以上一圓二十五錢以下の科料に處す

産婆學下卷終

伊呂波引

(い) 附

胃液……………十八條
咽喉……………十六條
誘導線 骨盤の……………三十六條
陰裂……………四十條
陰裂の狭小……………二百二十八條
陰阜……………四十條
陰挺……………四十條
陰唇繫帶……………四十條
陰唇 内或は小……………四十條
陰唇 外或は大……………四十條
陰唇の浮腫……………二百二十六條
陰唇の腫物……………二百二十六條
陰唇よりの出血……………二百二十七條及
二百九十三條
陰部の靜脈瘤……………二百二十七條
陰部の畸形……………三百五十一條

陰部の浮腫……………二百二十七條
陰部の損傷……………二百六十條より
二百六十九條まで
陰部の潰瘍……………三百三十三條
異常骨盤……………百九十條より
二百二條まで
異常の妊娠……………二百六十七條より
二百六十九條まで
異常の分娩……………百八十八條
異常の卵膜……………二百四十四條
異常位置 胎盤の……………二百五十六條より
二百五十八條まで
異常の陣痛……………二百三條より
二百九條まで
異常胎位 胎兒の……………二百三十二條より
二百三十八條まで
異常の胎狀 胎兒の……………二百三十九條
及二百四十條
位置 尾底……………百三十二條より
百三十五條まで
位置異常 子宮の……………百二十二條
百十五條
位置 産婦の……………百三十三條
百三十五條
疣贅……………三百三十三條
陰囊水腫……………三百五十六條

「イルリガートル」……………百十二條
 飲料 妊婦の……………八十一條
 飲料 産婦の……………百十五條
 飲料 痔婦の……………百五十七條
 衣服 妊婦の……………八十三條
 衣服 産婦の……………百十五條
 衣服 痔婦の……………百五十三條及
 衣服の交換 痔婦の……………百五十二條
 衣服 初生児の……………百六十九條
 一期 分娩の……………九十六條
 額帯……………八十三條

〔ろ〕

肋骨……………六條
 肋骨……………十七條
 肋軟骨……………十七條
 顛頂骨……………五十五條

〔は〕

肺……………十七條

肺出血……………二百九十六條
 齒……………百八十六條
 腓骨……………十九條
 胚胎……………四十三條
 破裂 卵胞の……………九十六條
 破裂 胎胞の……………二百四十四條
 破裂 腔の……………二百六十三條
 破裂 子宮の……………二百六十二條より
 破裂 會陰の……………二百六十四條より
 撥露……………九十七條
 破水……………二百四十四條
 微毒……………三百三十三條より
 癩痕 子宮口の……………三百三十五條まで
 癩痕 乳房の……………百四十一條
 白帯……………十八條
 白帯下……………三百三十二條
 白帯下 粘液の……………三百三十二條
 白帯下 妊婦の……………三百三十五條
 甚だしき陣痛……………二百三十三條及
 甚だしき後陣痛……………二百二十三條

腹……………十八條
 腹帯 妊婦の……………八十三條
 刷……………百一十一條
 發汗 痔婦の……………百四十五條
 「パツプ」……………三百八十三條及
 三百八十四條

〔に〕

肉……………八條
 人肺の構造……………五條
 妊娠……………四十三條
 妊娠の徴候……………六十五條より
 妊娠の経過……………六十九條まで
 妊娠経過……………四十四條
 妊娠経過の確定……………七十條より
 妊娠経過の算出……………七十二條まで
 妊娠経過の算出……………七十一條
 妊娠の日數……………七十四條
 妊娠 正規の……………四十五條
 妊娠 異常の……………二百六十七條より
 二百六十九條まで

妊娠 卵巢の……………二百六十七條より
 妊娠 二子の……………二百六十九條まで
 妊娠 子宮外の……………二百六十七條より
 妊娠 子宮の……………二百六十九條まで
 妊娠中卵球の變化……………四十七條
 妊娠中の腹部の變化……………七十二條
 妊娠中婦人の体内に發する變化……………六十四條
 妊娠中乳房の變化……………六十三條
 妊娠中乳頭の看護法……………八十六條
 妊婦の精神感動……………八十五條
 妊婦の卒倒……………三百十八條
 妊婦の白帯下……………三百十五條
 妊婦の嘔吐……………三百九條
 妊婦の下痢……………三百十一條
 妊婦の便秘……………三百十條
 妊婦の假死……………三百七條
 妊婦の腹帯……………八十三條
 妊婦の食物……………八十一條
 妊婦の飲料……………八十一條
 妊婦の衣服……………八十三條
 妊婦の攝生法……………八十六條より
 尿……………十八條

尿道……………四十二條
尿道口……………四十二條
尿管……………三百二十二條及三百二十七條
尿の不随意の排出……………三百二十七條及三百二十七條
尿意頻數……………三百二十七條及三百二十七條
尿の排泄法……………二百二十九條
乳房……………三十九條
乳頭……………三十九條
乳腺……………三十九條
乳汁……………百四十五條
乳汁の分泌……………百四十五條
乳房の變化 妊娠中の……………六十三條
乳暈……………三十九條
乳房の脈衝 孕婦の……………三百二十九條より
乳房の脈衝 初生兒の……………三百三十一條まで
乳房の腫脹 初生兒の……………三百六十五條
乳頭の糜爛……………三百二十八條及三百二十九條
乳頭の深く凹みたるもの……………八十六條

乳頭の陥凹したるもの……………百六十一條
乳頭の看護法 妊娠中……………八十六條
乳頭帽子……………三百二十九條
乳母……………百七十三條

[ほ]

膀胱……………十八條及四十二條
膀胱腫瘍……………三百二十七條
縫合 矢状……………五十五條
縫合 小兒頭蓋の……………五十五條
膨脹 直腸の……………二百三十條
翻轉症 子宮の……………二百九十二條
發熱 分娩中の……………三百二條
發熱 産褥中の……………三百二十九條より
哺乳兒の嘔吐……………三百二十二條まで
泡状鬼胎……………三百六十七條
縛帶 臍の……………二百八十一條
縛帶 會陰の……………百六十八條
保護術 會陰の……………百二十條
「ホフマン」氏液……………百十一條
哺乳器……………百七十七條
臍……………(せい)を見よ

[く]

[こ]

扁平骨盤……………百九十一條
扁韌帶……………四十一條
臍……………(せい)を見よ
閉鎖 子宮頸管の……………二百二十條及び二百二十一條
娩出期……………九十七條
娩出期陣痛……………九十七條
娩出法 肩胛の……………百二十一條
娩出法 後産の……………百二十三條
娩隨……………五十二條
娩隨期……………九十八條
娩隨期陣痛……………九十八條
變化 全身の……………六十四條
變化 子宮の……………五十八條より六十二條迄
變化 分娩中卵珠の……………四十七條
變化 妊娠中婦人の臍内に發する……………六十四條
便秘 妊婦の……………三百十條
便秘 孕婦の……………三百二十七條
便秘 初生兒の……………三百六十八條

動脈管……………九條
吐血 産婦の……………二百九十六條
取扱法 正規分娩時に於て……………百二十二條より
取扱法 産婆の……………百二十四條迄
取扱法 二子の……………百三十九條
取扱法 初生兒の眼の……………百六十七條
取扱法及び看護法 小兒の……………百八十六條まで
臀位……………百三十二條

[ち]

血……………九條
卵血……………二百九十六條
腔……………四十一條
腔……………四十一條
腔の穹窿部……………四十一條
腔部 子宮の……………四十一條
腔の狭小……………二百二十三條
腔の脱出……………二百二十三條
腔の息肉腫……………三百三十八條及三百三十七條

膿の出血	二百二十四條、二百九十三條及び二百九十四條
膿の破裂に因する出血	二百六十三條
膿の破裂	二百六十八條
膿填塞法	二百八條及び二百八十八條
膿洗滌法	二百二十三條
膿の癒着	四十條
耻骨	二十四條
耻骨弓	二十四條
耻骨軟骨接合	二十五條
耻骨縫隙	二十五條
中央線 骨盤の	三十六條
直徑線 頭蓋の	三十五條
腸骨	二十四條
腸管	十八條
腸管よりの出血	二百九十六條
腸骨棘	二十四條
腸骨板	二十四條
腸骨櫛	二十四條
腸骨坐骨截痕	二十四條

直腸	十八條及四十二條
直腸の甚しき膨脹	二百三十條
微候 妊娠の	六十五條より六十九條まで
微候 複妊娠の(二子)	六十九條
微候 分娩後の	百四十一條
微候 生熟胎兒の	五十四條
微候 初生兒の	百四十二條
微候 胎兒生活の	百四十條
微候 胎兒の危険なるか或は死亡したる	二百四十三條
微候 胎兒の死亡したる	二百四十二條
微候 失血の	二百四十二條
微候 甚だしき出血の爲め發する	二百四十二條
陣痛 間歇時	九十二條
陣痛 正しき	九十二條
陣痛 不正の向きに作用する	二百十五條ヨリ二百十九條マデ
陣痛 娩出期の	九十七條
陣痛 頻回にして長く持續する	二百十三條及二百十四條
陣痛 後産期の	九十八條

陣痛微弱	二百四條
陣痛微弱 後産期の	二百八條
陣痛 痙攣性の	二百十五條ヨリ二百十九條マデ
陣痛 異常の	二百十九條ヨリ二百十八條マデ
陣痛を起さしむること	(わ)を見よ
乳	七十五條
鴉診 妊婦の	七十五條
茶劑の製法	三百十三條

[り]

淋巴管	九條
流産	二百七十一條
流産	二百七十一條
流産の出血	二百七十一條マデ
淋疾	二百八十一條
利尿困難	二百三十二條
離乳	三百二十七條
離乳	百六十五條

[ぬ]

欠

ちりぬるをわ

[る]

欠

[を]

お附

帯 産婦の腹	八十三條
惡露	百四十五條
惡露の不順	三百二十五條
温度 初生兒に用ゆる湯の	百六十七條
温度 産褥室の	百五十二條
温度 初生兒の	百六十七條
起さしむること陣痛を	百十八條
温巻法	三百八十三條及三百八十四條
虎子 刺込	百五十八條
嘔吐	(わ)を見よ

[わ]

横隔膜	十七條
横徑線 大骨盤の	二十七條
横徑線 子宮の	四十一條
横徑線 兒頭の	五十五條

脱出 腔の	二百二十五條、三百十六條及三百三十八條
脱出 臍帯の	二百四十六條より二百四十八條まで
脱出 臍帯の	二百六十八條
断裂 臍帯の	二百五十三條
胎位	四十九條
胎位 胎兒の正規	五十六條
胎兒の正規胎向	五十六條
胎兒の胎狀	五十六條
胎兒の正規胎狀	五十六條
胎狀 胎兒の	五十六條
胎狀 胎兒の正規	五十六條
胎兒の胎位 正規の	五十六條
胎兒の正規胎位	五十六條
胎位 胎兒の正規	五十六條
胎勢 胎兒の	五十六條
胎兒の心音	七十五條
胎兒の初めての運動	七十一條
胎兒 成熟したる者の徴候	五十四條
胎兒の横位	二百三十二條より二百三十八條まで
胎兒皮垢	五十四條

胎兒の異常の胎狀	二百三十九條及二百四十條
胎兒の異常胎位	二百三十二條より二百三十四條迄
胎兒 異常の形ち及び大なる	二百四十一條及二百四十二條
胎兒 身體の缺損	二百五十二條より二百五十三條
胎兒 畸形の	三百五十一條
胎兒の危険なるか或は死亡したる徴候	二百四十三條
胎兒の生活の徴候	二百四十三條
胎兒の死亡したる徴候	二百四十三條
胎兒の死亡	二百四十三條
胎兒の腐敗	二百四十三條
胎脂	五十四條
胎尿	二百四十二條及二百四十三條
胎糞	二百四十二條
大便 初生兒の	百四十二條
第一期 分娩の	九十六條
大水 泡疹	三百七十五條
糜爛 乳房の	三百二十八條及三百二十九條

丹毒	三百七十一條
大氣の交換 産褥室の	百五十五條
タンポン	二百五十八條
鹽	百十四條
〔れ〕	
冷巻法	三百八十四條
〔そ〕	
側頭門	五十五條
息肉腫	三百三十七條
足位	百三十六條及百三十七條
足位の取扱法	百三十七條
側臥位	百三十七條
側臥位 産婦の	百二十五條及百二十條
鼠蹊部	三百三條
鼠蹊輪	三百三條
鼠蹊隆脱	三百三條
卒倒 妊婦の	三百十八條

卒倒 産婦の	二百十二條
早産の出血	二百八十四條及び二百八十五條
早熟胎兒	四十九條
早熟胎兒	四十九條
双胎の分娩	百三十八條
蘇生法 假死したる小兒の	三百四十五條より三百四十七條まで
損傷 腔の	二百六十三條
損傷 陰部の	二百六十條より二百六十九條まで
損傷 子宮外妊娠により發する	二百六十七條及二百六十九條
損傷 臍の	三百五十四條
損傷 初生兒の臍の	三百五十四條
爪刷	百十一條
「ソックス」氏の器具	百七十六條
〔こ〕	
頭位	百條ヨリ百三十條マテ
頭蓋位	百五條
頭蓋	十四條

頭蓋骨	五十五條
頭蓋腔	十四條
頭蓋の直徑線	五十五條
頭蓋の徑線	五十五條
頭蓋 大人の	十四條
頭蓋 初生兒の	五十五條
頭蓋の乾性皮脂漏	三百七十六條
頭蓋の血腫	三百五十三條
頭鉗子	二百一條
墜脱の箱頭	三百三條
墜脱 産婦の臍の	三百三條
墜脱 小兒の臍の	三百五十五條
墜脱 腹部内臓	三百三條
墜脱 股	三百三條
墜脱 鼠蹊の	三百三條
爪刷	百十一條

熱 産褥中の	三百十九條
--------	-------

内臓	十一條
軟骨	六條
軟下疳	三百三十三條
内陰唇	四十條
内口 子宮の	四十一條
内腔 骨盤の	三十一條
軟部産道	九十條
斜に狭小なる骨盤	百九十四條
腦	十四條
腦水腫	二百四十二條
腦を出す手術	二百一條
内臓墜脱	三百三條
内出血	二百十一條
内診	七十六條、七十七條及七十八條

卵巣	四十一條
----	------

卵巢妊娠	二百六十七條ヨリ 二百六十九條マテ
卵巢の腫物	二百三十一條
卵膜	五十二條
卵膜の甚だ厚きもの	二百二十四條
卵膜の甚だ薄きもの	二百四十四條
卵膜の異常	二百四十四條
卵膜の破裂	二百四十四條
卵珠	四十八條
卵珠の變化 妊娠中	四十七條
卵胞の破裂	九十六條
喇叭管の破裂	二百四十四條
喇叭管	四十一條
喇叭管妊娠	二百六十七條ヨリ 二百六十九條マテ

胸	十七條
無名線 骨盤の	二十六條

薄きもの 卵膜の	二百四十四條
----------	--------

運動の不十分なるもの、舌の	三百五十二條
運動 胎兒の初めての	七十一條
乳母	百七十三條

後産	(こうざんを)見よ
後産	五十二條
後産期	九十八條
後産娩出の遅延	二百十六條
膿 狀帶下	三百三十二條
膿 微毒性潰瘍	三百三十五條

軀幹	十五條
腕骨	二十四條
關節	七條

冠處嚙縫	五十五條
外陰部	三十八條ヨリ 四十條マデ
外陰部	三十九條及四十條
外陰唇	四十條
外口 子宮の	四十一條
外出血	二百一十一條
外子宮出血	二百一十一條
外出血	二百一十一條
佝僂病性扁平骨盤	百九十二條
過度に傾斜したる骨盤	二百二條
過度の骨盤傾斜	二百二條
過度に短き臍帶	二百五十一條及 二百五十二條
汗疹 初生兒の	三百七十四條
汗疹 産婦の	三百二十四條
汗疹 毒婦の	三百二十四條
假羊水	五十三條
開口期	九十六條
外疹	七十五條
外疹 聽官に由る	七十五條
廻轉術	二百三十八條

洗腸法	三百七十九條
「クレター」氏の法	百二十三條
[や]	
羊水	五十三條
羊水の異常の關係	二百四十五條
病 初生兒の	三百三十九條より 三百七十八條まで
養生法 妊婦の	八十條より 八十六條まで
養生法 毒婦の	百四十七條より 百六十五條まで
藥品	三百九十七條
[ま]	
摩擦 子宮の	百二十三條
[け]	
頸椎	十六條
頸椎	十五條
肩胛位	二百三十二條

肩胛骨	十九條
肩部の廣さ 成熟胎兒の	五十四條
肩胛部の娩出法	百二十一條
腕	八條
脛骨	十九條
桡骨	十九條
狭小骨盤の結果	百九十九條
狭小骨盤 骨瘤に由る	百九十六條
狭小なる骨盤	百九十一條より 二百一十一條まで
狭小骨盤 骨軟化症に由て 發する	百九十三條
狭小 腔の	二百二十三條
狭小なる陰裂	二百二十八條
血管	九條
血液	九條
血液循環	九條
血液鬼胎	二百八十一條
血腫 頭蓋の	二百五十三條
月經	四十一條
結實 卵珠の	四十三條
懸腹	二百二十二條
結節 臍帶の	五十條

結節 膠質	五十條
結紮法 臍帶の	百二十三條
經線 骨盤の	二十七條及三十條 より三十二條まで
傾斜 骨盤の	三十五條
經線 兒頭の	五十五條
痙攣性陣痛	二百十五條より 二百十九條まで
痙攣 産婦の	二百九十七條より 三百條まで
痙攣 初生兒の	三百七十條
經過 妊婦の	四十四條
經過 妊娠の經過の確定	七十條
經過 分娩の	九十九條
經過 正規分娩の	九十四條
經過 正規産褥の	百四十三條より 百四十六條まで
缺損 先天性	百四十六條より 三百五十條
缺損 身軀の	三百五十條より 三百五十二條まで
檢温器	百十一條
下疳 軟性の	三百三十三條
下疳 妊婦の	三百三十一條
下疳 初生兒の	三百六十七條

[ふ]

腹部……………十八條
 胎輪……………三十九條
 腹椎……………十八條
 腹膜……………十八條
 腹壓……………九十三條
 婦人に固有なる軀格の論……………二十條
 婦人胎内の妊娠中に發する變化……………六十四條
 腹腔妊娠……………二百六十七條より二百六十九條まで
 腹部の變化 妊娠中の……………七十二條
 腹部内臟墜脱……………三十三條
 不全足位……………百一十條
 分娩の總論……………八十七條
 分娩……………百二十五條より百二十四條まで
 分娩の經過……………九十四條
 分娩の第一期……………九十六條
 分娩の時間……………九十四條
 分娩 非常に速なる……………二百十四條
 分娩中の發熱……………三百二條
 分娩中胎兒生活の徴候……………百四十條

分娩後の徴候……………百四十一條
 複妊娠の徴候……………六十九條
 複妊娠……………四十五條
 二子の妊娠……………六十九條
 二子……………四十五條及五十七條
 分娩 二子の……………百三十八條
 複産……………百三十八條及百三十九條
 複産に於ての産婆の取扱法……………百三十九條
 不熟胎兒……………四十九條
 葡萄狀鬼胎……………二百八十一條
 腹膜脈衝……………二百二十條
 不正の向きに作用する陣痛……………二百十五條より二百十九條まで
 浮腫 陰唇の……………二百二十六條及二百三十三條
 浮腫 陰部の……………二百二十七條
 不隨意の尿の排出……………三百二十七條及三百二十七條
 復納法 脱出したる上肢の……………二百四十三條
 腐敗したる胎兒……………二百四十三條
 腹痛 初生兒の……………三百六十八條
 分泌 乳汁の……………百四十五條

蓋物 「ワゼリマ」……………百一十二條

[ニ]

骨格……………六條
 構造 人體の……………五條
 固有なる軀格の論 婦人に……………二十條
 口腔……………十四條
 後頭骨……………五十五條
 喉頭部……………十六條
 後頭嚙縫……………五十五條
 五官器……………十一條
 骨盤……………十五條及二十一條より三十七條まで
 骨盤位……………百三十一條より百三十七條まで
 骨盤の骨……………二十一條より二十四條まで
 骨盤の中央線……………三十六條
 骨盤軸……………三十六條
 骨盤内腔……………三十一條
 骨盤上口……………三十條
 骨盤下口……………三十二條

骨盤の高さ……………三十四條
 骨盤 全狹小……………百九十七條
 骨盤の傾斜……………三十五條
 骨盤傾斜の甚だしきもの……………二百二條
 骨盤の狭小……………百九十一條より二百一十條まで
 骨盤 斜に狭小なる……………百九十四條
 骨盤の誘導線……………三十六條
 骨盤の徑線……………二十七條及三十條より三十二條迄
 骨盤の骨の結合……………二十五條
 骨盤中部……………三十一條
 骨盤彎曲……………三十六條
 骨盤内腔の彎曲……………三十六條
 骨盤の測定……………七十六條七十八條及百九十八條
 骨盤の診察法……………七十六條及七十八條
 骨瘤 骨盤の……………百九十六條
 骨癒に由りて狭小せられたる骨盤……………百九十六條
 骨軟化症……………百九十三條
 骨軟化症に由りて發する狭小……………百九十三條
 骨盤……………百九十三條

骨傷	三百五十七條
骨傷 初生兒の	三百五十七條
後産期	九十八條
後産娩出法	百二十三條
後産の固定	二百十七條
後産期の陣痛	九十八條
後産期の陣痛微弱	二百八條
後陣痛	百四十四條
後陣痛 甚だしきもの	三百二十三條
後屈症 子宮の	二百二十二條及び 三百十七條
固定 後産の	二百十七條
硬固 子宮頸の	二百二十條及び 百二十一條
廣韌帶	四十一條
呼吸器	十七條
呼吸 人工の	三百四十六條
呼吸困難 産婦の	三百六條
呼吸 初生兒の	百二十二條
肛門 初生兒の癒着したる	三百五十條
膠質	五十條
膠質結節	五十條
甲狀腺	十六條

股墜脱	三百三條
[ろ] 之附	
圓韌帶	四十一條
會陰	四十條
會陰破裂	二百六十四條より 二百六十六條まで
會陰の柔順に開き難き者	二百二十八條
會陰の出血	二百九十五條
會陰保護術	百二十條
榮養法 小兒の	百七十二條より 百八十二條まで
榮養物 小兒の人工的	百七十四條より 百七十九條まで
[て]	
瘻孔	四十條
帝截術	二百一條
聽官に由る外診	七十五條
綱縲 臍帶の	二百四十九條及び 百五十條
傳染	三百二十二條及び 百三十五條

醫位.....百三十二條

あ

後産	(のちさん)及(こ うさん)を見よ
厚き卵膜	二百四十四條
後産	五十二條
嘔吐 妊婦の	三百九條
嘔吐 産婦の	三百一一條
嘔吐 哺乳兒の	三百六十七條
汗 産婦中の	百四十五條
巻法の製法	三百八十四條
巻法 温	三百八十三條及 百八十四條
鎖骨	十九條
坐産	百三十二條
坐骨	二十四條
坐骨棘	二十四條
坐骨結節	二十四條
鎖閉孔	二十四條

産の總論.....八十七條

産	百十五條より百二 十四條まで
産路	九十條
産道	九十條
産出期	九十七條
産婦の疾病	二百九十七條より 三百八條まで
産婦の卒倒	二百十二條
産婦の嘔吐	三百一一條
産婦の吐血	二百九十六條
産婦の死亡	三百七條及び三百 八條
産婦の假死	三百七條
産婦の衣服	百十五條
産婦の飲料	百十五條
産婦の食物	百十五條
産婦の臍墜脱	百十五條
産婦の位置	百十五條
産婦の側臥位	百十五條及び百二 十條
産婦の壓斃	二百九十七條より 三百條まで
産婦の呼吸困難	三百六條

産科

- 産科中の發汗.....(百四十三條より百四十六條まで)
- 産科中の汗疹.....(百二十四條)
- 産科中の衣服.....(百五十三條及び百五十四條)
- 産科の経過 正規の.....(百四十三條より百四十六條まで)
- 産科の疾病.....(百二十九條)
- 産科熱.....(百二十九條より百三十二條まで)
- 産科中の發熱.....(百二十九條より百三十二條まで)
- 産科室.....(百五十五條)
- 産科室の温度.....(百五十二條)
- 産科室の大氣の交換.....(百五十五條)
- 産室.....(百十四條)
- 産床.....(百十五條)
- 産瘻.....(九十七條及び百三十三條)
- 産瘻のこと.....(二百四十三條)
- 擦傷性糜爛 初生児の.....(二百七十三條)
- 算出法 妊娠経過の.....(七十條及び七十一條)
- 算出法 妊娠経過の.....(七十一條)

産科醫

- 産科の生質.....(一條)
- 産科の取扱法 二子の.....(三條及び四條)
- 産科の取扱法 正規分娩時に於ての.....(百二十九條より百三十二條まで)
- 産科用器械.....(十四條)
- 刺込虎子.....(百五十八條)
- 双胎.....(四十五條及び五十七條)

き

- 金言十個條.....(百五十三條)
- 筋肉.....(八條)
- 胞骨.....(十七條)
- 胸廓.....(十七條)
- 胸椎.....(十五條及び十七條)
- 氣管.....(十六條)
- 弓狀線.....(二十四條)
- 穹窿部 腔の.....(四十一條)
- 袪装.....(四十一條)
- 畸形胎兒.....(三百五十條)
- 鬼胎.....(二百八十一條及び二百八十三條)

- 鬼胎の出血.....(二百八十一條及び二百八十三條)
- 鬼胎 血液の.....(二百八十一條)
- 鬼胎 葡萄狀.....(二百八十一條)
- 吃逆.....(三百六十九條)
- 休息時 陣痛の.....(九十二條)
- 脈衝 子宮の.....(二百二十條より三百二十二條まで)
- 脈衝 臍の.....(三百五十四條)
- 脈衝 耳の.....(三百五十八條)
- 脈衝 初生児の臍の.....(三百五十四條)
- 脈衝 産婦の乳房の.....(三百二十九條より三百三十一條まで)
- 脈衝 初生児の乳房の.....(三百六十五條)
- 脈衝 初生児の眼の.....(三百五十八條より三百六十四條まで)
- 脈衝 初生児の眼の.....(三百五十八條より三百六十四條まで)
- 規則 清潔法の.....(七十七條)
- 器械類 産婆用.....(百十一條)
- 器具「ソックスレト」氏の.....(百七十六條)
- 吸角.....(三百八十六條)

[ゆ]

きゆめみ

輸卵管

- 輸卵管妊娠.....(四十一條)
- 輸尿管.....(二百六十七條より二百六十九條まで)
- 輸尿管.....(十八條)
- 癒着 子宮口の.....(三十九條)
- 癒着 腔の.....(二百二十一條)
- 癒着したる肛門 初生児の.....(二百二十三條)
- 癒着 初生児肛門の.....(三百五十條)
- 湯 初生児の.....(三百五十條)

[め]

- 眼 初生児の眼の取扱法.....(百六十七條)
- 眼の脈衝 初生児の.....(三百五十八條より三百六十四條まで)

[み]

- 脈管.....(九條)
- 脈管.....(九條)
- 耳の脈衝.....(三百七十八條)
- 未熟胎兒.....(四十九條)
- 三ツ子.....(百三十八條)

短き臍帯.....二百五十一條及二百五十二條

〔七〕

神經.....十條
 心臓.....十七條
 腎臓.....十八條
 靱帯.....七條
 上頸骨.....十四條
 上膊.....十九條
 上腿.....十九條
 頤門.....五十五條
 循環 血液の.....九條
 耳腔.....十四條
 食道.....十六條
 子痲.....二百九十七條より三百條まで
 尺骨.....十九條
 上口骨盤の.....三十條
 上肢の脱出.....二百三十九條及二百四十條
 上肢の解出.....百三十七條
 上肢の複納法 脱出したる.....二百四十條

四肢.....十九條
 四肢の脱出.....二百三十九條及び二百四十條
 子宮.....四十一條
 子宮頸.....四十一條
 子宮頸の硬固.....二百二十條
 子宮頸の消失.....九十六條
 子宮圓靱帯.....四十一條
 子宮扁靱帯.....四十一條
 子宮腔部.....四十一條
 子宮の横徑線.....四十一條
 子宮内口.....四十一條
 子宮外口.....四十一條
 子宮底.....四十一條
 子宮腔.....四十一條
 子宮牀.....四十一條
 子宮口唇.....四十一條
 子宮外妊娠.....二百六十七條より二百六十九條まで
 子宮雜音.....七十五條
 子宮の收縮.....九十二條
 子宮の變化.....五十八條より六十二條迄

子宮の妊娠中の變化.....五十八條より六十二條まで
 子宮の斜位.....二百二十二條及び二百二十七條
 子宮の位置異常.....二百二十二條
 子宮外妊娠 輸卵管の.....二百六十七條より二百六十九條まで
 子宮後屈症.....二百二十二條及び二百二十七條
 子宮翻轉症.....二百九十二條
 子宮翻轉症の出血.....二百九十二條
 子宮下垂症.....三百三十八條
 子宮破裂.....二百六十條より二百六十二條まで
 子宮の破裂に因する出血.....二百六十條より二百六十二條まで
 子宮内出血.....二百一十一條
 子宮外出血.....二百一十一條
 子宮出血.....二百七十條より二百九十二條まで
 子宮外妊娠の出血.....二百六十八條及二百六十九條
 子宮脱 婦人の.....三百三十八條
 子宮の脱出.....三百十六條及三百三十八條

子宮脱 分娩中の.....二百十四條
 子宮の息肉腫.....三百三十七條
 子宮の脈衝.....三百二十條より三百二十二條まで
 子宮の癌腫.....三百三十六條
 子宮衰弱.....二百九十一條
 子宮頸管の狭小.....二百二十條及び二百二十一條
 子宮頸の柔順に開き難き者、硬固及び閉鎖.....二百二十條及び二百二十一條
 子宮外妊娠により發する損傷.....二百六十七條及二百六十九條
 子宮口の癒着.....百四十一條
 子宮口の癒着.....二百二十一條
 子宮口の粘着.....二百二十一條
 子宮の摩擦法.....百二十三條及び百二十八條
 收縮 子宮の.....九十二條
 靜脈.....九條
 靜脈瘤.....二百二十七條及二百三十四條
 靜脈瘤 陰部の.....二百二十七條
 靜脈瘤の出血.....二百九十六條

腫瘍 卵巢の……………二百三十一條
 受胎……………四十三條
 斜位 胎児の……………二百三十二條より
 二百三十八條まで
 膝位(胎児の)……………百一條
 膝蓋骨……………十九條
 矢状縫合……………五十五條
 児頭の徑線……………五十五條
 出産……………八十七條
 出産……………百十五條より
 百二十四條まで
 自然産 横位の……………三百三十六條
 仔胎……………四十五條及五十七
 條
 出産 二子の……………百三十八條
 心臟音 胎児の……………七十五條
 縦經 頭蓋の……………五十五條
 上肢の解出 骨盤位の際……………百三十七條
 柔順に開き難き者 子宮頸の……………二百二十條及二百
 二十一條
 處置 臍帯の……………百二十二條
 腫脹 初生児乳房の……………三百六十五條
 白帶下 膿狀の……………三百三十二條

濕疹……………三百七十七條
 疾病 産婦の……………二百九十七條より
 三百八條まで
 疾病 産婦の……………三百十九條より
 三百三十一條まで
 疾病 初生児の……………三百三十九條より
 三百七十八條まで
 死亡したる徴候 胎児の……………二百四十三條
 二百四十三條及二
 百七十三條
 死亡 胎児の……………二百七十條より
 二百九十六條まで
 出血……………二百九十條
 出血 肺よりの……………二百九十六條
 出血 鼻腔よりの……………二百九十六條
 出血 子宮の……………二百七十條より
 二百九十二條まで
 出血 子宮内の……………二百九十二條
 出血 子宮翻轉症の……………二百二十四條二百
 九十三條及二百九
 十四條
 出血 腔の……………九十三條及二百九
 十四條
 出血 腔の破裂に因する……………二百六十三條
 出血 腸管よりの……………二百九十六條
 出血 會陰よりの……………二百九十五條

出血 陰唇よりの……………二百二十七條及二
 百九十三條
 出血 正規分娩時に於ける……………二百八十六條
 出血 正き所にある胎盤の……………二百八十七條
 出血 子宮の破裂に因する……………二百六十條より
 二百六十二條まで
 出血 子宮外妊娠の……………二百六十八條及二
 百六十九條
 出血 早産の……………二百八十四條及二
 百八十五條
 出血 流産の……………二百七十一條より
 二百八十條まで
 出血 胎盤の剝離早きに失す
 るもの……………二百八十六條より
 二百八十八條まで
 出血 胎盤の剝離不十分なる爲
 發したる……………二百九十一條
 出血 前置胎盤にて發したる……………二百八十六條及二
 百八十七條
 出血 靜脈瘤よりの……………二百九十六條
 出血 初生児の臍よりの……………三百五十四條
 出血 鬼胎の……………二百八十一條及二
 百八十三條
 出血 甚だしき爲め發する徴候……………二百十二條
 失血の徴候……………二百十二條

産婦の精神感動……………百五十一條
 産婦の皮膚の蒸發……………百四十五條
 産婦の汗疹……………三百二十四條
 産婦の疾病……………三百十九條より三
 百三十一條まで
 産婦の乳房の脈衝……………三百二十九條より
 三百三十一條まで
 産婦の便秘……………三百二十七條
 産婦の看護法……………百四十七條より
 百六十五條まで
 産婦の攝生法……………百六十五條より
 百五十三條及百五
 十四條
 産婦の衣服……………百五十二條
 産婦の衣服交換……………百五十二條
 産婦の食物……………百五十六條
 産婦の飲料……………百五十七條
 初生児の徴候……………百四十二條
 初生児の頭蓋……………五十五條
 初生児の汗疹……………三百七十四條
 初生児の疾病……………三百三十九條より
 三百七十八條まで
 初生児の臍の脈衝……………三百五十四條

初生児の眼の焮衝……………三百五十八條より
 初生児の眼の取扱法……………三百六十四條まで
 初生児の黄疸……………百六十七條
 初生児の臍よりの出血……………三百七十二條
 初生児の臍の損傷……………三百五十四條
 初生児の下痢……………三百六十七條
 初生児の癩癧……………三百七十條
 初生児の擦傷性糜爛……………三百七十三條
 初生児の乳房の焮衝……………三百六十五條
 初生児乳房の腫脹……………三百六十五條
 初生児の腹痛……………三百六十八條
 初生児の嚙口瘡……………三百六十六條
 初生児の骨傷……………三百五十七條
 初生児肛門の癒着……………三百五十條
 初生児の便秘……………三百六十八條
 初生児の假死……………三百三十九條より
 初生児の沐浴……………三百四十九條
 初生児に用ふる湯の温度……………百六十七條
 初生児の衣服……………百六十九條
 舌の運動不十分なるもの……………三百五十二條
 歯牙の發生……………百八十六條

唇子宮口の……………四十一條
 處女膜……………四十條
 診察骨盤の……………七十六條及七十八條
 眞死産婦の……………三百七條及
 三百八條
 手術 腦を出す……………二百一十條
 四川の診察法……………七十五條
 人工呼吸 假死したる小児の……………三百四十五條より
 三百四十七條まで
 室 産婦の……………百五十五條
 食物 妊婦の……………八十一條
 食物 産婦の……………百五十五條
 食物 尊婦の……………百五十六條
 食物 授乳婦の……………百六十四條
 食物 小児の……………百七十四條より
 百七十九條まで
 授乳婦の食物……………百七十四條より
 授乳作用……………百六十四條
 人工に小児を養ふ法……………百七十四條より
 百八十二條まで
 使用法カテーテルの……………百二十九條
 二百二十九條
 尿管……………百一十條及
 三百七十九條

[五]

尾底骨……………二十三條
 尾底位……………百三十二條より
 百三十五條まで
 鼻骨……………十四條
 脚臼……………二十四條
 脾……………十八條
 皮膚……………十二條
 泌尿器……………十八條
 廣さ 肩の……………五十四條
 鼻腔出血……………二百九十六條
 皮膚の蒸發 痔瘻の……………百四十五條
 紐 臍帯を結ぶ爲の……………百一十條
 品胎……………百三十八條
 開き難き者子宮頸の柔順に……………二百二十條
 糜爛 乳頭の……………三百二十八條及
 三百二十九條
 非常に大なる胎兒
 及び異常の形……………二百四十一條及
 二百四十二條
 微弱陣痛 後産期の……………二百八條
 微弱陣痛……………二百八條
 頻回にして長く持續する陣痛……………二百十三條より及
 二百十四條まで
 ひえ……………五十四條
 日數 妊娠中の……………四十四條

腰粥……………十八條
 水蛭……………三百八十六條
 [六]
 沐浴 初生児の……………百六十七條
 [七]
 顛顛骨……………五十五條
 薦骨……………二十二條
 薦骨岬……………二十二條
 脊椎……………十一條及び十五條
 脊椎骨……………十一條及び十五條
 脊椎骨……………十五條
 前頭骨……………五十五條
 正規骨盤……………三十七條
 小骨盤……………二十八條より
 三十七條まで
 全狭小骨盤……………百九十七條
 小陰唇……………四十條
 前頭嚙縫……………五十五條
 全足位……………百一十條

前額位……………百三十條
 剪彩……………四十一條
 消化器……………十八條
 先天性缺損……………三百五十條
 全身の變化……………六十四條
 臍 初生兒の臍の處置……………百六十九條
 臍帶……………五十條
 臍の出血……………三百五十四條
 臍帶の脱出……………二百四十六條より
 二百四十八條まで
 臍帶鞘……………五十條
 臍帶の脱落……………百六十八條
 臍の脈衝 初生兒の……………三百五十四條
 臍帶の断裂……………二百五十三條
 臍帶の下垂……………二百四十六條より
 二百四十八條まで
 臍の消失……………七十二條
 臍帶の結紮法……………百二十二條
 臍帶の結節……………五十條
 臍帶の纏繞……………二百四十九條及び
 二百五十條
 臍帶の過度に短きもの……………二百五十一條及び
 二百五十二條

臍帶の處置……………百二十二條
 臍帶を處置するに用ゆる布片……………百六十八條
 臍墜脱 小兒の……………三百五十五條
 臍の損傷 初生兒の……………三百五十四條
 臍海綿腫……………三百五十四條
 臍帶……………百六十八條
 臍の損傷……………三百五十四條
 臍出血……………三百五十四條
 製法 芥子泥の……………三百八十五條
 臍の脈衝……………三百五十四條
 臍墜脱 産婦の……………三百三條
 臍出血 初生兒の……………三百五十四條
 正規妊娠……………四十五條
 正規分娩……………八十八條
 正規分娩の經過……………九十四條
 正規分娩時に於ての……………百十二條より
 百二十四條まで
 産婆の取扱法……………百四十三條より
 百四十六條まで
 正規産婦の經過……………百四十二條
 正規の陣痛……………九十二條
 正規分娩時に於ける出血……………二百八十六條
 正規轉位 胎兒の……………五十六條
 正規轉向胎兒の……………五十六條

精神感動 妊婦の……………八十五條
 精神感動 産婦の……………百五十一條
 舌繫帯の短きもの……………三百五十二條
 前置胎盤にて發したる出血……………二百八十六條及び
 二百八十七條
 前知陣痛……………九十六條
 前驅陣痛……………九十六條
 戦慄陣痛……………九十七條
 全身の痙攣……………二百九十七條より
 三百條まで
 消失 子宮頸の……………九十六條
 消失 臍の……………七十二條
 石炭酸溶液……………百十一條
 成熟胎兒の肩の廣さ……………五十四條
 成熟胎兒の徴候……………五十四條
 成熟胎兒の徴候……………五十四條
 小兒の成熟したる徴候……………五十四條
 小兒 未熟なるもの……………四十九條
 小兒の臍墜脱……………三百五十五條
 小兒の疾病……………三百三十九條より
 三百六十八條まで
 小兒の榮養物……………百七十四條より
 百七十九條まで

小兒の榮養法……………百七十二條より
 小兒の食物……………百七十二條より
 石見……………百七十九條まで
 小兒の取扱法及看護法……………百六十六條より
 百六十八條まで
 生質 産婆の……………三條及び四條
 攝生法 妊婦の……………八十六條より
 攝生法 産婦の……………百四十七條より
 百四十五條まで
 製法 茶劑の……………百八十三條
 製法 菴法の……………三百八十四條
 洗滌法 腔の……………三百八十四條及び
 三百八十五條
 石炭酸 ワゼリン……………百十一條
 清潔法の規則……………七十七條
 剪刀 臍帶の……………百十一條
 臍帶を結紮する紐……………百十一條
 水尿管……………九條
 臍臓……………十八條
 水蛭……………三百八十六條

〔す〕

246/36

明治廿二年八月二日第^神一版發行
明治三十年七月廿七日第^神二版印刷
明治三十年八月十二日第^神三版發行

定價金一圓十錢



纂譯兼發行者

榊 順次郎

東京市四ツ谷區鹽町一丁目三十番地

印刷者

山本 鉄次郎

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所

株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

木版師

松崎 留吉

東京市淺草區北清島町七十九番地

發賣書肆

東京市日本橋區馬場町一丁目

島村利助

同 本郷區春木町三丁目

同 支店

同 日本橋區通三丁目

丸屋善七

同 本郷區湯島切通坂町

南江堂

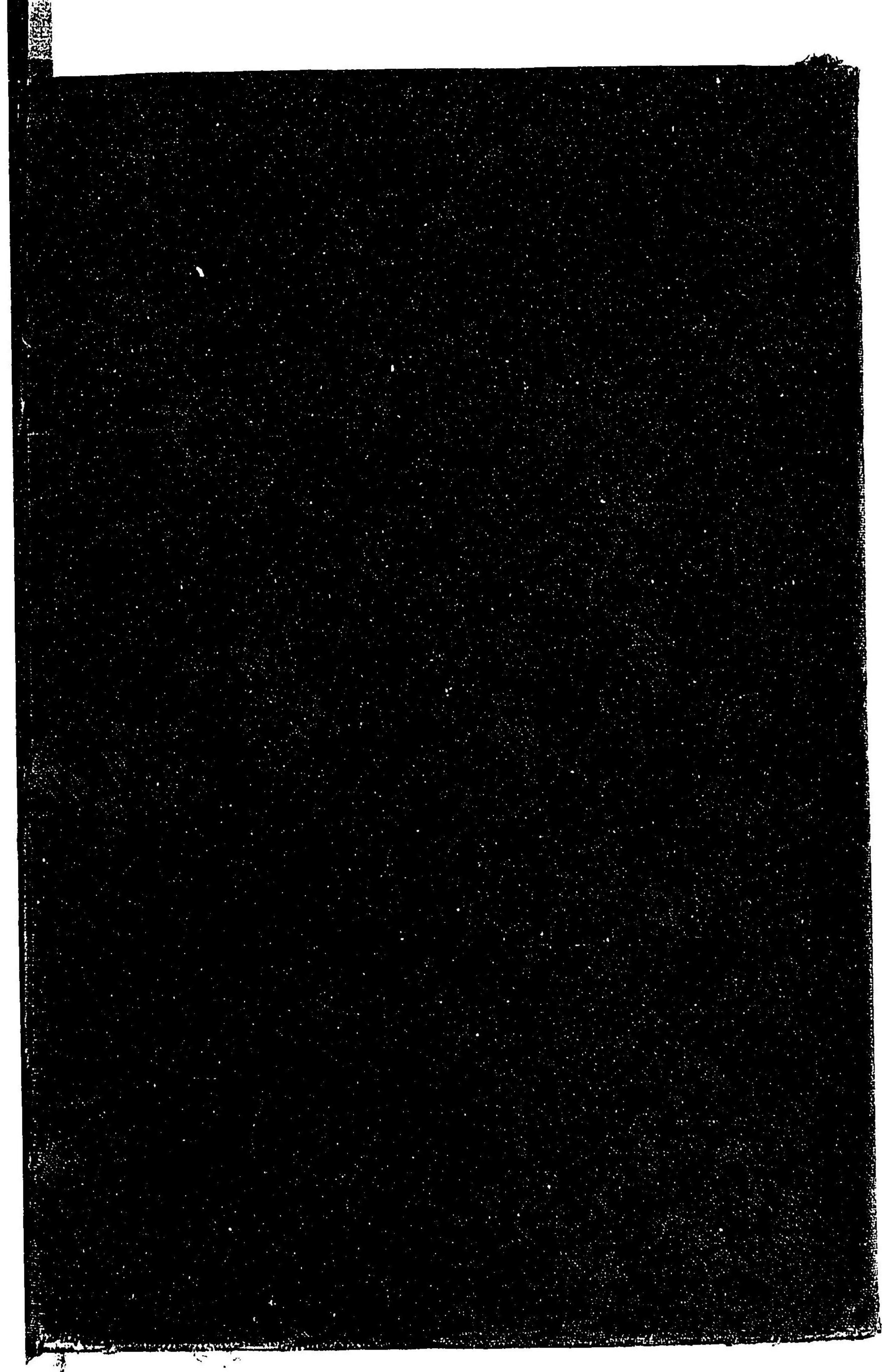
東京市日本橋區本町三丁目十二番地

いわしや 松本儀兵衛

産婆用器械發賣所

産婆用器械備附革匣 一組 上等代價 金廿五圓 中等代價 金十八圓 下等代價 金十二圓
但シ産婆用器械及ヒ藥瓶等悉皆附屬セル最モ便利ナル革匣ナリ

56
12
25



56
25

M

